

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月26日
【事業年度】	第6期(自平成25年12月1日至平成26年11月30日)
【会社名】	株式会社ファンドクリエーショングループ
【英訳名】	Fund Creation Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 克洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町一丁目4番地
【電話番号】	03-5212-5212
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 吉田 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町一丁目4番地
【電話番号】	03-5212-5212
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 吉田 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1)連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月
売上高 (百万円)	1,859	842	6,153	745	3,251
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	121	31	117	24	263
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	157	66	132	22	251
包括利益 (百万円)	-	44	122	55	244
純資産額 (百万円)	1,136	1,328	1,205	1,261	1,523
総資産額 (百万円)	8,780	8,629	2,705	2,741	2,097
1株当たり純資産額 (円)	31.94	36.00	32.68	34.30	41.24
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	4.58	1.85	3.59	0.62	6.83
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	6.81
自己資本比率 (%)	12.9	15.3	44.4	46.0	72.5
自己資本利益率 (%)	14.0	5.0	11.0	1.8	16.6
株価収益率 (倍)	-	40.54	-	159.68	16.40
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	959	135	4,670	165	1,218
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	5	135	24	0	208
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	900	173	4,632	27	999
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,102	927	941	773	784
従業員数 (人)	46	35	30	27	31
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(2)	(1)	(1)	(4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 保有不動産売却による売上高が第2期には955百万円、第4期には5,569百万円、第5期には222百万円、第6期には2,237百万円含まれております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期及び第4期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、第3期及び第5期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第2期及び第4期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月
営業収益 (百万円)	75	61	58	73	103
経常利益 (百万円)	0	9	19	15	21
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	4	117	5	2	10
資本金 (百万円)	1,056	1,131	1,131	1,131	1,131
発行済株式総数 (株)	35,638,800	37,067,371	37,067,371	37,067,371	37,077,371
純資産額 (百万円)	1,588	1,852	1,859	1,865	1,879
総資産額 (百万円)	2,190	2,374	2,227	2,226	2,228
1株当たり純資産額 (円)	44.56	49.97	50.15	50.33	50.70
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	0.12	3.25	0.15	0.08	0.28
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	0.28
自己資本比率 (%)	72.5	78.0	83.5	83.8	84.3
自己資本利益率 (%)	0.3	6.3	0.3	0.2	0.5
株価収益率 (倍)	-	23.08	433.33	1,237.50	400.00
配当性向 (%)	-	-	-	-	357.14
従業員数 (人)	5	5	4	4	4

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期、第4期及び第5期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第2期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第2期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2【沿革】

### 当社の沿革

平成21年5月	(株)ファンドクリエーションが株式移転の方法により当社を設立
平成21年8月	当社の普通株式をジャスダック証券取引所〔現：東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）〕に上場
平成21年10月	(株)ファンドクリエーションが保有するファンドクリエーション不動産投信(株)及びファンドクリエーション・アール・エム(株)の全株式を取得
平成21年11月	(株)ファンドクリエーションが保有するFC Investment Ltd.の全株式を取得
平成23年5月	(株)ファンドクリエーションが保有するFCパートナーズ(株)及び(株)FCインベストメント・アドバイザーズの全株式を取得
平成23年8月	本社を東京都千代田区麹町一丁目4番地に移転
平成25年7月	ファンドクリエーション不動産投信(株)の全株式を外部へ売却 東京証券取引所と大阪証券取引の合併に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場

### 当社の株式移転に伴う完全子会社である(株)ファンドクリエーションの沿革

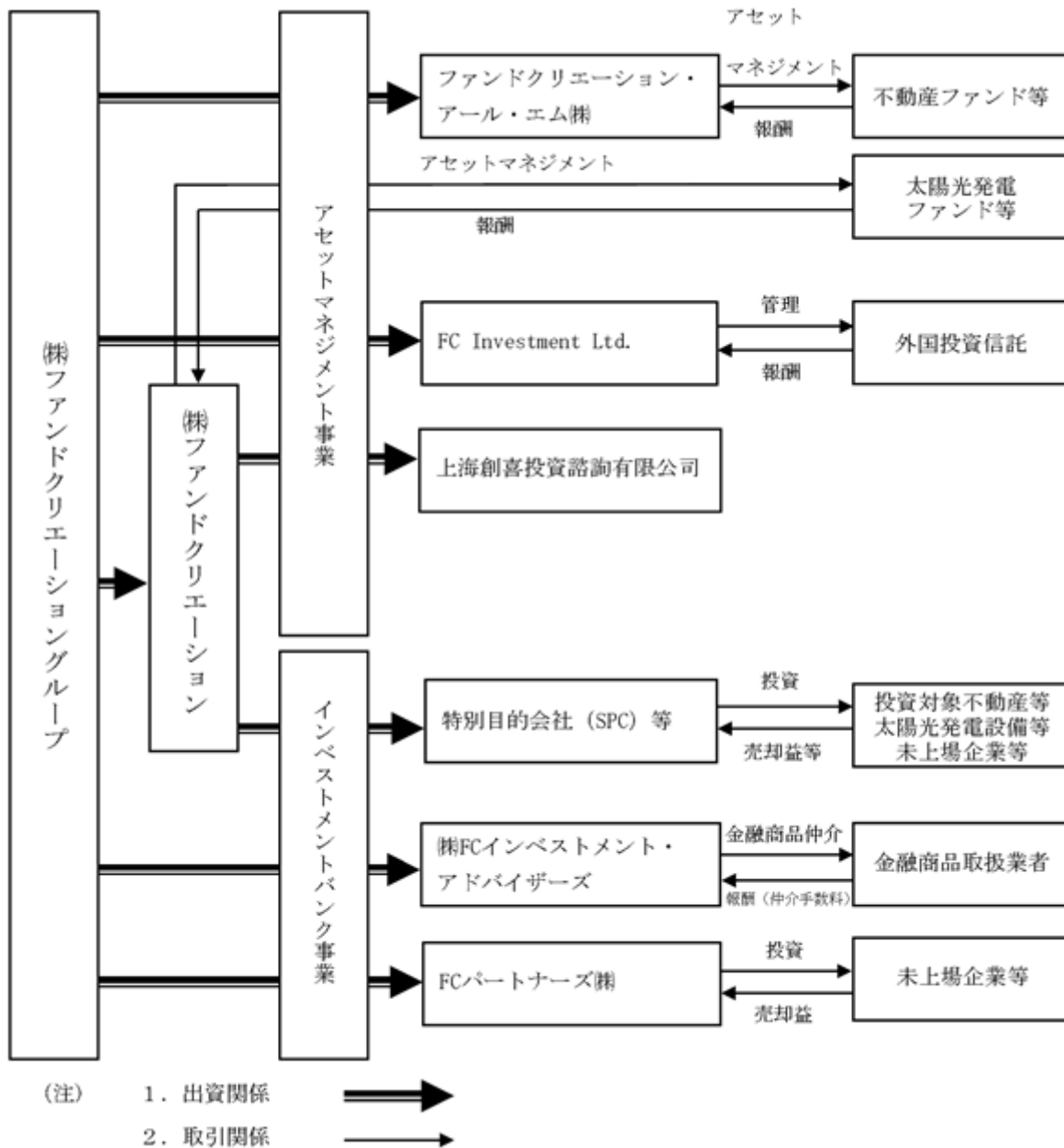
平成14年12月	東京都港区においてファンドの開発、運用を行うことを目的に当社を設立
平成15年7月	本社を東京都港区六本木六丁目15番1号に移転
平成15年9月	ファンドの管理業務を行うことを目的に、FC Investment Ltd.を設立
平成16年2月	投資法人資産運用業を行うことを目的に、FCリート・アドバイザーズ(株)（現：ファンドクリエーション不動産投信(株)）を設立
平成16年6月	本社を東京都港区六本木六丁目10番1号に移転
平成16年6月	証券仲介業を行うことを目的に、(株)FCインベストメント・アドバイザーズを設立
平成16年7月	中国におけるマーケティング業務及びコンサルティング業務を行うことを目的に、上海創喜投資諮詢有限公司を設立
平成17年11月	企業投資を中心としたコンサルティング及びマーケティングを行うことを目的に、FCパートナーズ(株)を設立
平成18年10月	ジャスダック証券取引所〔現：東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）〕に株式を上場
平成19年9月	不動産関連特定投資運用業を行うことを目的に、ファンドクリエーション・アール・エム(株)を設立
平成20年5月	ファンドクリエーション・アール・エム(株)が金融商品取引業（投資運用業）の登録を内閣総理大臣より受領
平成23年5月	本社を東京都千代田区麹町一丁目4番地に移転

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社をはじめとして連結子会社12社、持分法非適用の非連結子会社4社、持分法非適用の関連会社1社により構成されており、ファンドの組成・管理・運用等を行うアセットマネジメント事業、不動産物件への投資、太陽光発電設備への投資、上場企業・未上場企業への投資、金融商品仲介業務等を行うインベストメントバンク事業を行っております。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業内容や当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります（平成26年11月30日現在）。

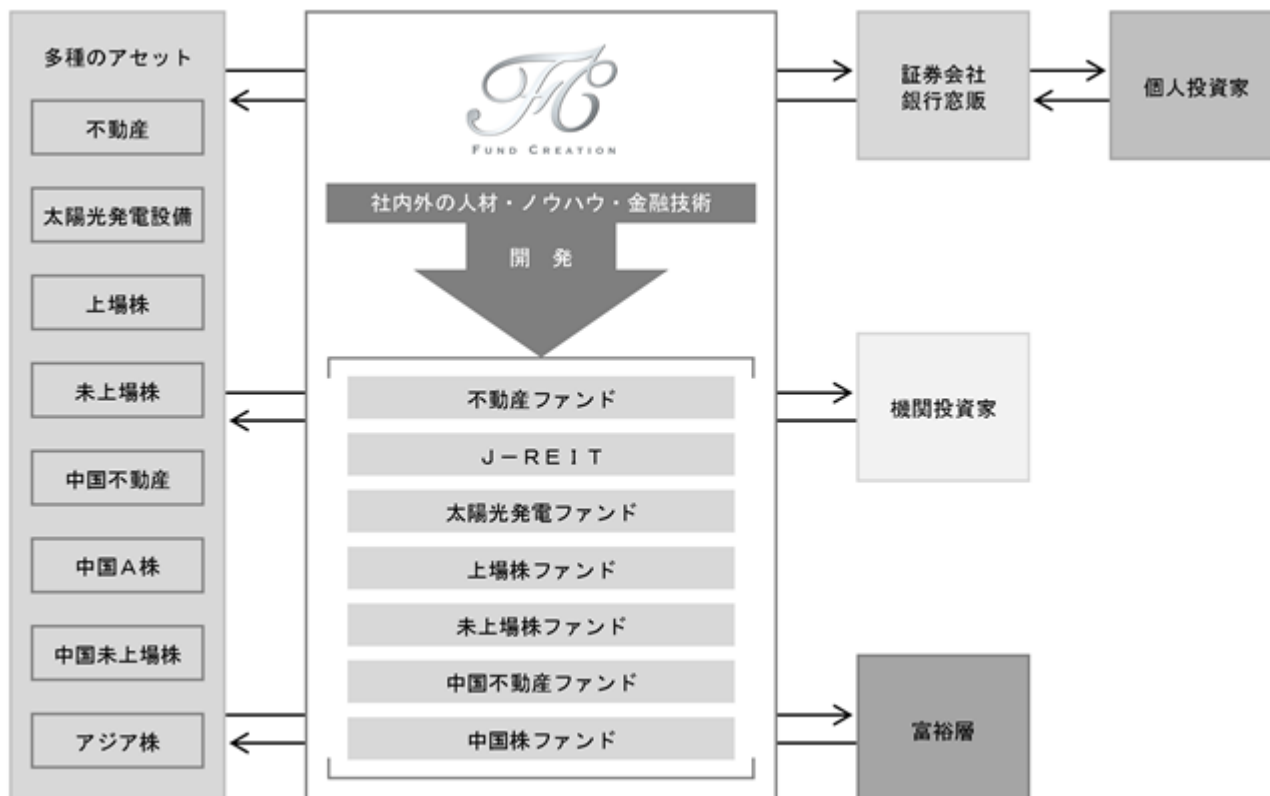


## (1) アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業は、ファンド開発、不動産ファンド運用、太陽光発電ファンド運用、証券ファンド運用に大別されます。

## ファンド開発

当社グループでは、「投資家のニーズに立脚した魅力的なファンドの開発」を事業コンセプトに、日本の不動産、太陽光発電設備、上場株・未上場株、中国の不動産・A株・未上場株、アジアの新興国株等の新しい投資対象を発掘すると同時に、個人投資家、富裕層、機関投資家等からの投資ニーズを汲み上げ、それらを当社グループの持つファンドに関するノウハウや金融技術と組み合わせることにより、様々なファンドを投資家に提供しています。



当社グループでは、開示制度の充実等の投資家から見た透明性の高さや、個人投資家からの投資の受け入れの容易さを重視し、組成するファンドの多くは公募型投資信託にしております。新規ファンドの組成にあたっては、ファンド開発部門が情報収集、企画、立案、組成支援等を行います。また、当社グループ外の弁護士・会計士・税理士等とのネットワークを活用し、法規制、税制等について検討を重ね、投資家にとって最適なストラクチャーを決定します。

## 不動産ファンド運用

当社グループでは、日本の不動産を収益源とした毎月分配型の外国投資信託を運用しております。当社グループの主力商品である「FCファンド - レジット不動産証券投資信託」(以下「レジット」といいます。)においては、グループ会社のファンドクリエーション・アール・エム(株)が金融商品取引法に基づく投資一任運用業者として適正な運用を行っております。

当社グループがアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社（SPC）等及びFCレジデンシャル投資法人の取得資産の合計額（受託資産残高）は以下のとおりです。

回次	第2期 (平成22年11月期)			
	平成22年2月	平成22年5月	平成22年8月	平成22年11月
金額（百万円）	80,169	74,057	69,041	60,464

回次	第3期 (平成23年11月期)			
	平成23年2月	平成23年5月	平成23年8月	平成23年11月
金額（百万円）	59,609	59,609	34,963	34,963

回次	第4期 (平成24年11月期)			
	平成24年2月	平成24年5月	平成24年8月	平成24年11月
金額（百万円）	31,743	28,890	24,614	29,284

回次	第5期 (平成25年11月期)			
	平成25年2月	平成25年5月	平成25年8月	平成25年11月
金額（百万円）	29,284	29,284	29,284	28,064

回次	第6期 (平成26年11月期)			
	平成26年2月	平成26年5月	平成26年8月	平成26年11月
金額（百万円）	19,534	19,534	19,534	19,534

（注）平成23年8月15日付で当社の子会社でFCレジデンシャル投資法人の資産運用を行うファンドクリエーション不動産投信株式会社の全株式を外部売却したことに伴い、平成23年8月より投資法人の取得資産を当社グループの不動産等の受託資産残高の対象外としております。

#### 太陽光発電ファンド運用

当社グループでは、太陽光発電の売電を収益源とした太陽光発電ファンドを運用しております。グループ会社の㈱ファンドクリエーションがアセットマネージャーとしてファンドの適正な運用を行っております。

当社グループがアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社（SPC）等の取得資産の合計額（受託資産残高）は以下のとおりです。

回次	第6期 (平成26年11月期)			
	平成26年2月	平成26年5月	平成26年8月	平成26年11月
金額（百万円）	-	610	610	1,120

（注）平成26年3月より太陽光発電ファンドの運用を開始しております。

#### 証券ファンド運用

当社グループにおいて管理・運用する証券ファンドは、中国等アジア株式に投資する外国投資信託、主に日本の未上場株式に投資する外国投資信託等です。

アセットマネジメント事業における売上高（営業収益）の内訳

アセットマネジメント事業における主な売上高（営業収益）は、以下のとおりであります。それぞれのファンドのスキームによって得られる収益の構成、料率が異なっております。

報酬名	報酬の内容
管理報酬	外国投資信託の管理・運用業務に関する報酬で、ファンド毎に一定の料率が定められています。
アキュジションフィー	特別目的会社（SPC）等が不動産等を取得する際に当社がSPCに提供する役務にかかる報酬です。対象不動産等の取得価額に一定料率を乗じた金額で、アセットマネジメント契約に基づき発生します。
ディスポーザルフィー	特別目的会社（SPC）等が不動産等を売却する際に当社がSPCに提供する役務にかかる報酬です。対象不動産等の売却価額に一定料率を乗じた金額で、アセットマネジメント契約に基づき発生します。
アセットマネジメントフィー	特別目的会社（SPC）等が所有する不動産等の管理・保全に関する報酬です。特別目的会社（SPC）等の保有資産額に一定料率を乗じた金額で、アセットマネジメント契約に基づき発生します。

#### ファンド

当社グループが管理・運用を行う主なファンドの概要は以下のとおりです。

##### 不動産ファンド

ファンド名	主な投資対象	設定	特徴
FCファンド-レジット不動産証券投資信託	日本の居住系不動産等を収益源とする社債等	平成15年11月 平成23年11月	<ol style="list-style-type: none"> <li>日本の不動産を収益源とする、公募の円建て契約型外国投資信託。</li> <li>原則として、不動産収益の総額から費用の総額を差し引いた額を毎月分配する。</li> <li>東京都心のレジデンシャル物件を含む居住系賃貸物件等の不動産を主な収益の源泉とした社債等に投資する。</li> <li>ブラジルリアルクラスと豪ドルクラスでは、為替ヘッジプレミアムと為替差益の獲得が期待される。</li> </ol>

##### 太陽光発電ファンド

ファンド名	主な投資対象	設定	特徴
福岡川崎ソーラーファンド 福岡川崎ソーラー事業匿名組合	太陽光発電設備等	平成26年3月	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、ファンドが保有する太陽光発電所により発電された電気を20年間に渡り固定価格(40円/kWh(税抜))で電力会社に売電し、長期安定収益の確保を目指す。
福岡田川ソーラーファンド 福岡田川ソーラー事業匿名組合	太陽光発電設備等	平成26年10月	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、ファンドが保有する太陽光発電所により発電された電気を20年間に渡り固定価格(36円/kWh(税抜))で電力会社に売電し、長期安定収益の確保を目指す。



## 証券ファンド(外国投資信託)

ファンド名	主な投資対象	設定	特徴
申銀萬國・アイザワ 中国A株ファンド3号	外国上場株式	平成19年4月	中国の上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場されている中国A株に間接的に投資することによって長期的な元本の成長と収益を追求する。
FC J-トラスト 上場期待日本株ファンド	国内未上場株式・ 上場株式を投資対象としたリミテッドパートナーシップ	平成17年5月	1. 複数のリミテッド・パートナーシップへの出資を通じて、主に未公開株式及び上場株式へ投資する。 2. 各リミテッド・パートナーシップにおけるジェネラル・パートナーは、投資アドバイザーとして案件発掘能力に優れたベンチャーキャピタルを任命する。ジェネラル・パートナーは各ベンチャーキャピタルの助言を受け、投資を実行する。
FC C 上場期待中国株ファンド	外国未上場株式・ 外国上場株式を投資対象としたリミテッドパートナーシップ	平成17年7月	将来の株式上場が期待できる中国関連企業が発行する未上場株式等への間接的な投資を通じて、中長期的なキャピタルゲインを追求する。
FC Tトラスト - 海通 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド	外国上場株式	平成17年10月	1. 香港や中国本土の証券取引所またはその他の取引所に上場する中国関連企業が発行する株式及び株式関連証券に投資する。 2. 定期的に配当を支払うと予想される中国関連企業の株式等から、優秀な経営陣や良好な収益性、株主価値の重視、優れた企業統治などの点を勘案し、銘柄の選別を行い、好利回りとなるようなポートフォリオを構築する。 3. 魅力的な分配利回りを目指し、ポートフォリオ全体の平均予想配当利回りと予想されるファンドの費用等を勘案しながら、毎月分配することを目指す。
フェイム - アイザワトラスト ベトナムファンド	外国上場株式	平成18年10月	1. ホーチミン・ハノイ証券取引所上場株式及びベトナム国内の店頭登録株式等に投資し、長期的なキャピタルゲインを追求する。 2. ベトナム国外の取引所に上場しているベトナム関連企業が発行する株式及び株式関連証券にも投資する。
フィリップ - アイザワトラスト タイファンド	外国上場株式	平成19年1月	1. 主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された上場株式、無議決権預託証券(NVDR)等に投資する。 2. 優れた中・長期のパフォーマンスの達成を目的とし、主にグロース(成長)投資の手法を採用する。 3. 株価や経営実績、あるいは成長において極端な銘柄には集中投資せず、潜在的に成長が見込まれる企業の発行する証券等にバランス良く投資を行う。
MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド	外国上場株式	平成19年5月	主として、フィリピンで設立された企業またはフィリピン関連企業によって発行された株式および株式関連証券等に投資し、収益および長期的な元本の増加を追求する。

ファンド名	主な投資対象	設定	特徴
FC Tトラスト - 海通 - アイザワ 中国ナンバーワンファンド	外国上場株式	平成19年6月	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 主に香港、上海及び深圳の証券取引所に上場している、大手中国企業が発行する株式に投資する。</li><li>2. 大手中国企業の中には、今後の中国の経済成長につれて国際経済の舞台において重要な役割を担う企業があるものと考えられる。こうした企業を発掘し、投資することで中長期的に安定したキャピタルゲインを獲得することを目的とする。</li></ol>
フィリップ - アイザワ トラスト インドネシアファンド	外国上場株式	平成20年1月	<ol style="list-style-type: none"><li>1. インドネシア関連の株式および株式関連証券に分散投資することにより、中・長期における元本の成長を実現することを目的とする。</li><li>2. グロース投資の手法を採用し、従来の考え方にとらわれることなく、継続的に新たなトレンド、割安成長期待株および割安企業を探し、投資を試みる。インドネシア経済の高まる自由化の恩恵を受ける企業に出資するよう努める。</li></ol>

## (2) インベストメントバンク事業

インベストメントバンク事業においては、不動産投資を行う不動産投資等部門、太陽光発電設備投資を行う太陽光発電投資等部門と、株式等の証券への投資や金融商品仲介業を行う証券投資等部門があります。

### 不動産投資等部門

不動産投資等部門においては、原則として、投資対象不動産等を所有する特別目的会社（SPC）等に対して匿名組合出資を行うことにより、当社グループにかかるリスクを出資額に限定しながらリースアップ等による不動産のバリュウアップを行います。また、不動産開発においても、原則として、投資対象不動産等を所有する特別目的会社（SPC）等に対して匿名組合出資を行うことにより当社にかかるリスクを出資額に限定しております。なお、不動産投資等部門においては、バリュウアップ及び開発が完了した不動産等を譲渡することにより売却益を得ます。



### 太陽光発電投資等部門

太陽光発電投資等部門においては、当社グループの不動産ビジネスで培ったノウハウ、交渉力、アレンジ力により優良案件の発掘を行い、太陽光発電設備等に投資を行います。当社グループの持つファンドに関するノウハウや金融技術、当社内外の専門的な会計・税務・法務知識を駆使し、投資家のニーズを汲み上げたファンドを提供し、また、ファンドを通じて、再生可能エネルギーの普及・拡大へ貢献していきます。

### 証券投資等部門

証券投資等部門においては、「中堅上場企業、優良未上場企業をターゲットとした、高度な金融ソリューションの提供」を事業コンセプトに、上場企業、未上場企業に対し金融ソリューションを提供し、その対価として、株式、新株予約権への投資機会及びコンサルティングフィーを得ております。また、(株)FCインベストメント・アドバイザーズでは、藍澤証券(株)及び日産センチュリー証券(株)から委託を受けて金融商品仲介業務を行っております。(株)FCインベストメント・アドバイザーズでは、上場株式等の有価証券の売買の媒介及び当社グループにおいて組成した投資信託の募集の取扱い等を行っており、取次ぎ実績に応じて仲介手数料が計上されております。金融商品仲介業においては、金融法人、事業法人、その他法人及び富裕層を顧客としております。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注)1.	議決権の所有割合(%) (注)4.	関係内容
(連結子会社) ㈱ファンドクリエーション (注)2	東京都 千代田区	100	アセットマネジメント 事業 インベストメントバン ク事業	100.0	(役員の兼務) 7人 (取引関係) 経営指導料の受取 事務委託等
FC Investment Ltd.	イギリス領 ケイマン諸島	50	アセットマネジメント 事業 (ファンド運営管理)	100.0	(役員の兼務) - (取引関係) -
上海創喜投資諮詢有限 公司	中華人民共和国 上海市	140 (千米ドル)	アセットマネジメント 事業 (投資コンサルティング業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 3人 (取引関係) -
ファンドクリエーション・ アール・エム㈱ (注)2	東京都 千代田区	200	アセットマネジメント 事業 (不動産関連特定投資 運用業)	100.0	(役員の兼務) 2人 (取引関係) 経営指導料の受取
F C パートナーズ㈱	東京都 千代田区	30	インベストメントバン ク事業 (証券投資業)	100.0	(役員の兼務) 4人 (取引関係) -
㈱F C インベストメン ト・アドバイザーズ (注)5	東京都 中央区	30	インベストメントバン ク事業 (金融商品仲介業)	70.0	(役員の兼務) 2人 (取引関係) 経営指導料の受取
(有)ヘラクレス・プ ロパティ	東京都 墨田区	3	インベストメントバン ク事業 (不動産流動化業)	100.0	(役員の兼務) - (取引関係) -
F C - S T ファンド投 資事業有限責任組合 (注)3	東京都 千代田区	29	インベストメントバン ク事業 (証券投資業)	33.3 (33.3)	(役員の兼務) - (取引関係) -
F T G (同) (注)6	東京都 千代田区	0	インベストメントバン ク事業 (太陽光発電所の開発 及び建設)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
H M K (同) (注)6	東京都 中央区	0	インベストメントバン ク事業 (太陽光発電所の開発 及び建設)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
H M M (同) (注)6	東京都 千代田区	0	インベストメントバン ク事業 (太陽光発電所の開発 及び建設)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
H M O (同) (注)6	東京都 千代田区	0	インベストメントバン ク事業 (太陽光発電所の開発 及び建設)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 当社は、FC-ST投資事業有限責任組合に対する議決権の過半を有しておりませんが、当社の子会社であります(株)ファンドクリエーションが無限責任組合員としての地位を有しているため連結対象としております。
4. 議決権の所有割合の下段( )は、間接所有割合で、上段数字に含まれております。
5. 債務超過会社で債務超過の額は、平成26年11月末時点で51百万円となっております。
6. 持分は有しておりませんが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
7. (株)ファンドクリエーション、(有)ヘラクレス・プロパティ、FTG(同)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。
- 主要な損益情報等(連結会社相互間の内部取引・債権債務相殺前)の内容は以下のとおりであります。

## (株)ファンドクリエーション

売上高	1,863百万円
経常利益	218百万円
当期純利益	181百万円
純資産額	1,031百万円
総資産額	1,237百万円

## (有)ヘラクレス・プロパティ

売上高	856百万円
経常利益	4百万円
当期純利益	3百万円
純資産額	6百万円
総資産額	61百万円

## FTG(同)

売上高	459百万円
経常利益	1百万円
当期純利益	1百万円
純資産額	1百万円
総資産額	1百万円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成26年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アセットマネジメント事業	13(2)
インベストメントバンク事業	9(1)
全社(共通)	9(1)
合計	31(4)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成26年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
4	53歳9ヶ月	3年1ヶ月	2,006,009

セグメントの名称	従業員数(人)
アセットマネジメント事業	-(-)
インベストメントバンク事業	-(-)
全社(共通)	4(-)
合計	4(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、提出会社からの人件費負担額であり、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数は、当社グループ会社からの兼務者を記載しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 経営成績に関する分析

当連結会計年度（平成25年12月1日～平成26年11月30日）における国内経済は、アベノミクスによる経済政策や日銀の追加金融緩和等の効果により、大幅な円安や株価上昇の動きが見られました。企業業績の向上や雇用情勢、個人消費にも改善が見られ、デフレ脱却へ向け着実に前進し、緩やかながら景気回復を続けています。一方で、消費税率引き上げの影響等による景気下振れ懸念もあり、先行きに不透明さも残っております。

当社グループの主要事業である不動産業界では、日銀の追加金融緩和による良好な資金調達環境を背景に不動産の取引は活性化し、J-REITのみならず事業会社や私募ファンドによる大規模な取引が行われる等不動産市場の回復はより鮮明になりつつあります。太陽光発電業界におきましては、電力の固定買取制度を活用した長期安定運用ニーズ、グリーン投資減税の活用ニーズや、電力小売りの全面自由化を控え新規事業者の参入も増加し、メガソーラーの計画・開発が全国各地で行われるなど市場規模が拡大しております。

こうした状況の下、アセットマネジメント事業におきましては、当連結会計年度も引き続きファンド運用資産残高、不動産等受託資産残高の増加に向けて営業力の強化を図り、積極的に営業活動を行ってまいりました。特に、証券会社や税理士法人グループ等と顧客紹介契約を締結したことで、富裕層をターゲットにした新たな販売ルートを確立することができました。その結果、太陽光発電ファンド事業におきましては、第1号ファンドである「福岡川崎ソーラーファンド」、第2号ファンドである「福岡田川ソーラーファンド」を組成・販売することができました。インベストメントバンク事業におきましては、割安な不動産物件への投資・バリュアアップや販売用不動産物件の売却により、売却収益を計上することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,251百万円（前年同期比336.1%増）、営業利益273百万円（前年同期比571.5%増）、経常利益263百万円（前年同期比958.8%増）、当期純利益251百万円（前年同期比997.2%増）と大幅に業績を改善することができました。

#### <アセットマネジメント事業>

当連結会計年度末において、当社グループが運用するファンド運用資産残高は158億円、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産及び太陽光発電ファンド等の受託資産残高は206億円となりました。

当連結会計年度におけるアセットマネジメント事業は、不動産ファンドからのアセットマネジメントフィー等で209百万円、証券ファンドからの管理報酬等で79百万円、太陽光発電ファンドでアレンジメントフィー等204百万円を計上した結果、売上高494百万円（前年同期比81.9%増）、営業利益197百万円（前年同期の営業利益は0百万円）となりました。

#### <インベストメントバンク事業>

当連結会計年度におけるインベストメントバンク事業は、不動産投資等部門で不動産物件の売却と太陽光発電設備の売却を中心に2,725百万円を、証券投資等部門で有価証券の運用、金融商品仲介手数料、投資助言報酬等を31百万円を計上した結果、売上高2,756百万円（前年同期比482%増）、営業利益217百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、前連結会計年度末に比べ11百万円増加し、784百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は、1,218百万円となりました。税金等調整前当期純利益263百万円、減価償却費10百万円、たな卸資産の減少999百万円、立替金の減少58百万円、未払金の増加114百万円等の資金の増加に対して、有価証券の増加69百万円、未成工事支出金の増加131百万円、法人税等の支払い22百万円等の資金の減少があったことが主な要因であります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用された資金は、208百万円となりました。敷金及び保証金の受入れ1百万円の資金の増加に対して、太陽光発電事業用地の取得を含む有形・無形固定資産の取得に係る支出157百万円、短期貸付金による支出50百万円等による資金の減少が主な要因であります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用された資金は、999百万円となりました。短期借入金230百万円の資金の増加に対して、1年内返済予定の長期借入金1,226百万円の返済による資金の減少が主な要因であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績、仕入実績及び受注実績

当社グループの提供するサービスは生産・仕入・受注活動を伴わないため、記載を省略しております。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)	前年同期比(%)
アセットマネジメント事業(百万円)	494	81.9
インベストメントバンク事業(百万円)	2,756	482.0
合計(百万円)	3,251	336.1

(注) 1. セグメント間の取引は相殺しております。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)		当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)	
	金額 (百万円)	割合(%)	金額 (百万円)	割合(%)
(株)インフィニットルミナス	137	18.5	-	-
OWD Limited	-	-	540	16.6
(株)シーマ	-	-	1,446	44.5
MBS(同)	-	-	459	14.1

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。



(3) ファンド資産残高の状況

外国投資信託(不動産ファンド)の運用資産残高

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)				当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)			
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)
レジット (注)	5,586	5,938	5,689	5,935	6,049	6,266	6,385	6,702
合計	5,586	5,938	5,689	5,935	6,049	6,266	6,385	6,702

(注) FCファンド - レジット不動産証券投資信託(「レジット」)は平成15年11月に運用を開始しました。平成22年2月度から平成23年5月度まで「レジット」クラスB受益証券、平成22年11月度より「レジット」クラスC受益証券、平成23年11月度より「レジット」ブラジルリアルクラス受益証券及び豪ドルクラス受益証券の運用資産残高を含めております。

外国投資信託(証券ファンド)の運用資産残高

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)				当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)			
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)
上場期待日本株 (注) 1.	282	274	244	238	208	203	205	202
好配当利回り中国株 (注) 2.	1,410	1,449	1,183	1,131	1,002	896	891	906
中国A株3号 (注) 3. 12.	532	478	418	414	323	254	263	300
上場期待中国株A (注) 4. 12.	292	331	251	276	237	197	153	139
上場期待中国株B (注) 5. 12.	906	994	755	840	734	604	468	419
ベトナム (注) 6. 12.	3,985	4,750	4,328	4,577	4,819	4,188	4,526	3,897
タイ (注) 7. 12.	1,416	1,334	873	912	799	788	828	801
フィリピン (注) 8. 12.	316	326	244	226	214	210	240	248
中国ナンバーワン (注) 9. 12.	856	833	690	714	619	583	596	622
インドネシア (注) 10. 12.	731	854	519	422	453	463	493	496
中国国策 (注) 11. 12.	137	130	115	115	85	-	-	-
合計	10,869	11,757	9,625	9,870	9,498	8,391	8,667	8,035

(注) 1. FC J - トラスト - 上場期待日本株ファンド(「上場期待日本株」)は平成17年4月に運用を開始しました。  
2. FC Tトラスト - 海通 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(「好配当利回り中国株」)(旧名称 FC Tトラスト - 大福 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド)は平成17年10月に運用を開始しました。  
3. 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド3号(「中国A株3号」)は平成19年4月に運用を開始しました。  
4. FC C 上場期待中国株ファンド(クラスA受益証券)(「上場期待中国株A」)(旧名称 FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド(クラスA受益証券))は平成17年7月に運用を開始しました。

5. FC C 上場期待中国株ファンド(クラスB受益証券)(「上場期待中国株B」)(旧名称 FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド(クラスB受益証券))は平成19年2月に運用を開始しました。
6. FCグローバル ベトナムファンド(「ベトナム」)(旧名称 フェイム - アイザワ トラスト ベトナムファンド)は平成18年9月に運用を開始しました。
7. フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド(「タイ」)は平成19年1月に運用を開始しました。
8. MF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド(「フィリピン」)は平成19年5月に運用を開始しました。
9. FC T トラスト - 海通 - アイザワ 中国ナンバーワンファンド(「中国ナンバーワン」)(旧名称 FC T トラスト - 大福 - アイザワ 中国ナンバーワンファンド)は平成19年6月に運用を開始しました。
10. フィリップ - アイザワ トラスト インドネシアファンド(「インドネシア」)は平成20年1月に運用を開始しました。
11. FC T トラスト - 海通 - アイザワ 中国国策ファンド(「中国国策」)(旧名称 FC T トラスト - 大福 中国国策ファンド)は平成20年5月に運用を開始し、平成26年4月に償還しました。
12. 運用資産が米ドル建てで算出されているファンド(中国A株3号、上場期待中国株A、上場期待中国株B、ベトナム、タイ、フィリピン、中国ナンバーワン、インドネシア、中国国策)は月末の為替レート(TTM)を使用しております。

平成25年2月	平成25年5月	平成25年8月	平成25年11月
92.51円	101.18円	98.36円	102.42円
平成26年2月	平成26年5月	平成26年8月	平成26年11月
101.94円	101.66円	103.74円	118.23円

#### 太陽光発電ファンドの運用資産残高

	平成26年11月期 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)			
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)
福岡川崎ソーラー (注)1.	-	610	610	610
福岡田川ソーラー (注)2.	-	-	-	510
合計	-	610	610	1,120

- (注)1. 福岡川崎ソーラーファンド 福岡川崎ソーラー事業匿名組合(「福岡川崎ソーラー」)は平成26年3月に運用を開始しました。
2. 福岡田川ソーラーファンド 福岡田川ソーラー事業匿名組合(「福岡田川ソーラー」)は平成26年10月に運用を開始しました。

#### (4) アセットマネジメント事業に関する報酬

##### アキュジションフィー、ディスボーザルフィー等

前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
41百万円	203百万円

##### アセットマネジメントフィー等

前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
230百万円	290百万円

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) ファンド運用資産残高等の拡大と新規事業による収益基盤の再構築

当社グループは、アセットマネジメント業務における様々な経験・実績を生かして、不動産等受託資産残高の拡大と新規ファンドの受託による安定収益を積み上げ、早期にアセットマネジメント事業の収益基盤の再構築に取り組んでまいります。また、太陽光発電ファンド事業におきましては、不動産ファンド事業で培ったアセットマネジメント、土地のソーシング、ファイナンス・アレンジメント等の経験を活かして、優良案件の開発・発掘を行ってまいります。

#### (2) 事業基盤の確立

当社グループは、既存事業を拡大するとともに、新たな市場の開拓に向けて、事業ポートフォリオを充実させ、事業基盤を確立させていくことを課題として取り組んでおります。

既存事業により安定的な収益を確保しつつ、シナジー効果やリスク分散効果を狙いながら複数の新規事業に積極的に投資することで、早期実現に努めてまいります。

#### (3) アジアビジネスの強化

不動産分野におきましては、海外の業務提携先に対し、日本の優良な不動産物件を紹介するため、国内不動産情報の交換を密に行い、アジアマネーによる対日不動産投資を推進し日本の優良な不動産物件の発掘・紹介に努めてまいります。企業投資分野におきましては、中国の投資会社との合弁事業により、中国進出を目指す日本のベンチャー企業等を対象とした投資ファンドの組成を行い、優良な企業発掘のため、国内外の企業情報のネットワークの強化に取り組んでまいります。

#### (4) 金融機関との関係強化について

当社グループは、これまで取引金融機関とは良好な関係を構築してまいりました。今後、不動産投資や太陽光発電の設備開発等を積極的に展開していく上で、さらなる資金需要の増加が見込まれるため、機敏な資金調達が行えるように取引金融機関の新規開拓に加え、取引金融機関とより強固な関係を築いていく方針であります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業リスク要因となる可能性が考えられる主な事項を記載しております。

また、当社グループとして、必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項につきましても、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中に記載されている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### 当社グループの事業特有のリスクについて

当社グループは、様々なアセットを投資対象とする投資信託等を組成し、管理・運用するアセットマネジメント事業、自己の勘定によって不動産、太陽光発電設備や企業等に投資するインベストメントバンク事業を展開しております。それぞれの事業特有のリスク要因として、以下の事項が想定されます。

##### イ．アセットマネジメント事業

###### a．市況の動向について

当社グループでは、「投資家のニーズに立脚した魅力的なファンドの開発」を事業コンセプトに、新しい投資対象、新しい事業機会を発掘し、金融技術や社内外のプロフェッショナルな人材及びノウハウを活用し、様々なファンドを投資家に提供しております。

当社グループのアセットマネジメント事業においては、特定の投資対象に限定せず、投資家のニーズに合った新たな金融商品の開発に取り組んでいるため、不動産市場や株式市場など、特定の市場動向に左右されない事業展開を考えております。しかしながら、現状での当社グループのアセットマネジメント事業における売上高は不動産ファンドに大きく依存しており、不動産市場において、当社グループに悪影響を及ぼす市場動向がみられた場合や急激な変動がみられた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、これまでに、国内外の不動産、太陽光発電設備、株式及び未上場株式等を投資対象とするファンドを組成し、管理・運用を行ってまいりましたが、今後も投資対象を幅広く選定し、特定の市場動向から受ける影響を低く抑えていく方針であります。

###### b．藍澤證券(株)との取引関係について

当社グループが管理・運用する各ファンドは藍澤證券(株)の募集によるものが大半を占めております。今後につきましては、更なる販路の拡大に努める一方で、引き続き同社との関係の緊密化も図ってまいりますが、何らかの理由により同社の当社グループとの関係に関する方針が変更され、同社との取引が減少した場合、あるいは同社との取引関係が継続できなくなった場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### c．特定のリポートへの依存について

当社グループでは、平成26年11月期における「レジット」から派生的に発生する報酬等のアセットマネジメント事業に占める割合は27.38%となっております。今後につきましては、新たなファンドの組成等により収益の分散化に努めてまいりますが、計画通りに進展しなかった場合には、当社グループにおけるアセットマネジメント事業の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### d．一時的な収益への依存について

当社グループの主力商品である「レジット」から派生的に発生する報酬等にはアキュジションフィー、ディスプレイフィー等が含まれます。アキュジションフィー、ディスプレイフィー等は不動産等を所有する特別目的会社（SPC）等が不動産等を取得又は売却する際に発生する一時的な報酬であり、継続的には発生しません。従って、各SPC等による不動産等の取得や売却が発生しなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## ロ．インベストメントバンク事業

### ア．不動産投資等部門について

不動産投資等部門においては、主に匿名組合出資を通じ、リスクを出資額に限定しながら不動産等への投資を行っております。当該投資において、物件における権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等のリスクがある場合や、不動産市況の変化、地震等の不可抗力を起因として期待通りのリターンを得られない場合、投資資金が回収できない可能性があります。さらに、当社グループの不動産投資事業における不動産物件の売却が、不動産市況の変化や売却先との交渉等の要因により想定どおり進まなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### イ．太陽光発電投資等部門について

太陽光発電投資等部門においては、政府による再生可能エネルギー法及び関連法制度等の法的規制を受けていることから、政府の諸事情によりこれらの法制度が変更され、固定買取価格制度等が変更された場合、当社グループが管理するファンドの組成・運営に影響を及ぼす可能性があります。

### エ．証券投資等部門について

証券投資等部門においては、「中堅上場企業、優良未上場企業をターゲットとした、高度な金融ソリューションの提供」を事業コンセプトに、上場企業、未上場企業等に対する投資を行っております。しかし、必ずしも当社グループが想定したリターンを得られる保証はなく、株式市場の動向等によっては、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが投資する未上場企業において、株式公開準備が計画どおり進展せず株式公開時期が遅延した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### オ．金融商品仲介業について

当社グループが行う事業で投資家と直接の接点を持つ業務は、金融商品仲介業のみであります。一般的に、金融商品仲介業を行う事業者は、当該事業者が営む本業の顧客に対し付加的なサービスとして有価証券の売買の仲介等を行っておりますが、当社グループの行う金融商品仲介業においては、多くの機関投資家及び個人投資家とのコネクションを活かし、それら機関投資家及び個人投資家を顧客としたものであります。

このように直接顧客と接することから、法令の遵守に特に留意する必要があり、不測の事態により法令を遵守できなかった場合には、当社グループの信用を損ない、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 当社グループの業績推移等について

当社グループにおけるインベストメントバンク事業は、保有不動産の売却の有無により、売上高の構成内容、構成比率、利益率が大きく変動します。したがって、過年度の財政状態や経営成績は、今後の当社グループの業績を判断するのに不十分な面があります。

最近の連結業績等の推移は下表のとおりであり、また、セグメントの売上高及び営業利益については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1)」の「注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

	平成22年 11月期	平成23年 11月期	平成24年 11月期	平成25年 11月期	平成26年 11月期
(連結)					
売上高(百万円)	1,859	842	6,153	745	3,251
経常利益(損失は)(百万円)	121	31	117	24	263
当期純利益(損失は)(百万円)	157	66	132	22	251
純資産額(百万円)	1,136	1,328	1,205	1,261	1,523
総資産額(百万円)	8,780	8,629	2,705	2,741	2,097
(単体)					
営業収益(百万円)	75	61	58	73	103
経常利益(百万円)	0	9	19	15	21
当期純利益(損失は)(百万円)	4	117	5	2	10
純資産額(百万円)	1,588	1,852	1,859	1,865	1,879
総資産額(百万円)	2,190	2,374	2,227	2,226	2,228

### 当社グループを取り巻く経営環境について

#### イ. 外部環境の変化について

当社グループでは、投資家の資金運用ニーズは多様化し続けていくものと認識しております。それらの投資家のニーズに応えるため、今後も新たなファンドの開発に取り組んでいく方針であります。当社グループの事業は、金利動向、不動産市況の変動及び法改正等、経済情勢や外部環境の影響を強く受ける面があり、また、当社グループが組成する金融商品に対する投資家のニーズが継続する保証はありません。当社グループを取り巻く外部環境あるいは投資家のニーズが変化し、当社グループが十分に対応できなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ロ. 競合について

##### a. アセットマネジメント事業について

当社グループが行うアセットマネジメント事業においては、大手銀行や金融商品取引業者を中核とした金融グループに属するアセットマネジメント会社、不動産等の特定の業務に特化したブティック型(専門型)のアセットマネジメント会社等が競合相手として挙げられます。その中で当社グループは、比較的小規模であり、それぞれ特色あるファンドに限定して取り組むとともに、必要に応じた人材の確保あるいは外部の専門家の活用によって、投資家のニーズに対応していく点に特色があるものと認識しております。しかしながら、当業界では、金融技術の発展や法改正を含む業界環境の変化のスピードが速く、環境変化に対する速やかな対応ができない場合には、当社グループの商品開発力等が他社に比べ劣後することにより、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### b. インベストメントバンク事業について

当社グループが行うインベストメントバンク事業は、不動産、太陽光発電設備等への投資や株式等の有価証券への投資が主な内容であり、競合・新規参入は多数挙げられます。当社グループでは、創業以来培ってきたソーシング力を活かし独自の案件を発掘してまいりましたが、今後さらに競合・新規参入等が増加し、案件の獲得競争が激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 法的規制について

当社グループの主要事業であるアセットマネジメント事業は、各種の法令や業界団体による自主規制ルールによる規制を受けております。(株)ファンドクリエーションは信託受益権の仲介契約等に基づき、不動産信託受益権の販売活動の代行をしており、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業者の登録を受けております。また、(株)ファンドクリエーションは投資助言・代理業の登録も同様に受けており、ファンドクリエーション・アール・エム(株)においては、投資運用業の登録を受けております。

以下の法的規制は、当社グループの業務を規制していたり、現在直接規制の対象となっていなくとも、今後の法改正や当社グループの業務範囲の拡大等によっては、新たに法的規制の根拠となる可能性があります。当社グループは現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法改正及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務運営や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当社がコントロールしうるものではありません。

現時点で想定されるそれら法的規制には、以下のものが挙げられます。

- 「金融商品取引法」
- 「資産の流動化に関する法律」
- 「不動産特定共同事業法」
- 「投資信託及び投資法人に関する法律」
- 「宅地建物取引業法」
- 「貸金業法」
- 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」
- 「金融商品の販売等に関する法律」
- 「信託業法」

当社グループが取得している主な許可・認可・登録は以下のとおりであり、これらの各種許認可等の取消事由等に該当する何らかの問題が発生した場合には、業務停止命令や許認可等の取消処分を受ける可能性があります。

関係法令	会社名	許認可(登録)番号	許可・認可・登録の別	有効期限
宅地建物取引業法	(株)ファンドクリエーション	東京都知事 (3)第83523号	免許	平成26.9.4～ 平成31.9.3
	ファンドクリエーション・アール・エム(株)	東京都知事 (2)第88602号	免許	平成24.12.15～ 平成29.12.14
	(有)ヘラクレス・プロパティ	東京都知事 (2)第86401号	免許	平成23.9.2～ 平成28.9.1
金融商品取引法 (金融商品取引業)	(株)ファンドクリエーション	関東財務局長 (金商)第998号	登録	-
	FCパートナーズ(株)	関東財務局長 (金商)第628号	登録	-
	ファンドクリエーション・アール・エム(株)	関東財務局長 (金商)第1867号	登録	-
金融商品取引法 (金融商品仲介業)	(株)FCインベストメント・アドバイザーズ	関東財務局長 (金仲)第38号	登録	-
貸金業法	(株)ファンドクリエーション	東京都知事 (4)第29293号	登録	平成26.4.27～ 平成29.4.27

## 当社グループの事業体制について

### イ．小規模組織であることについて

当社グループは、平成26年11月30日現在、従業員31名（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、派遣社員含む）と少人数であり、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後も、事業規模に応じた組織的な内部管理体制の充実を図る方針ではありますが、必要となる人員が想定どりに確保できず社内管理体制の充実が円滑に進まなかった場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ロ．当社グループ代表田島克洋への依存について

当社グループは、代表取締役社長田島克洋が平成14年12月に当社の子会社である㈱ファンドクリエーションを創業し、現在に至るまで当社グループの経営に携わり業容を拡大させてまいりました。また、顧客獲得のためのマーケティングや商品開発においても深く関与しており、その一方で、トップとして当社グループ全般を統轄しております。当社グループでは、同人への過度な依存を改善すべく事業体制の整備を行ってまいりましたが、何らかの理由により同人が退職もしくは業務遂行が困難になる事態が生じた場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### コンプライアンスの徹底について

当社グループが営む業務には様々な法的規制や業界団体による自主規制ルールがあり、これらを企業として遵守することのみならず、役職員一人一人に高いモラルが求められているものと考えております。そのため、当社グループの役職員に対しては、コンプライアンス研修等を通じてコンプライアンスの徹底を図っております。しかしながら、役職員による不祥事等が発生した場合には、当社グループのイメージ、レピュテーション（評判・風評）が失墜し、当社グループの事業活動及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ内で何らかの問題が発生したり、管理・運用しているファンドの運用成績が悪化したりする等により、訴訟等を提起される可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 人材の確保・育成について

当社グループが営む業務は、いずれも専門的知識と多くの経験を必要とし、それらのスキルを持つ人材の確保・育成が当社グループの経営上の重要な課題と認識しております。しかしながら、人材の確保・育成が想定どりに進まなかった場合には、当社グループの今後の事業の拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、人材の確保・育成が順調に行われた場合でも、採用費、人件費等のコスト負担が増加する場合も想定され、その場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### たな卸資産の評価について

当社グループは、たな卸資産の時価が取得原価を下回る場合には、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に限り評価損を計上することとしております。今後、市場環境の悪化などにより、たな卸資産の時価が一段と下落した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 金利の上昇リスクについて

当社グループは、販売用不動産の取得及び太陽光発電設備等の開発に係る事業資金を主として金融機関からの借入により調達しているため、金融情勢の変化により金利水準が上昇した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 金融機関との取引について

当社グループは、事業資金は主に金融機関からの借入金によっております。これまで取引金融機関とは良好な関係を維持してまいりましたが、今後、何らかの理由により借入条件に抵触したりまたは制限が付与されるなどにより、新規調達等が計画どおり実施できなかった場合には、当社グループの資金繰り及び今後の事業継続に重要な影響を及ぼす可能性があります。



#### 特別目的会社（SPC）等の利用について

当社グループは、特別目的会社（SPC）等に対して匿名組合出資を行っておりますが、不測の事態によりこれらに破綻等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政は出資金の範囲内で影響を受ける可能性があります。

#### 新株予約権（ストックオプション）について

当社は、当社グループの役職員及び外部協力者に対して新株予約権の付与を行っており、平成26年11月30日現在、新株予約権による潜在株式数は2,231,000株であります。これらの潜在株式数と発行済株式総数の合計39,308,371株に対する潜在株式数の割合は5.7%となります。今後も従業員のモチベーション向上等の理由から新株予約権の付与を行う可能性があり、既に付与されたまたは今後付与される新株予約権の権利行使が行われた場合には、当社株式価値の希薄化をもたらす可能性があります。

#### 個人情報保護について

当社グループは業務上、投資家や当社グループにおいてアセットマネジメントを行う物件の入居者の個人情報を保有しております。当社グループでは、内部の情報管理体制の強化により個人情報保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報の漏洩等があった場合には、当社グループへの損害賠償の請求や信用及びレピュテーションが低下し、事業活動及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムトラブル等について

当社グループは、ファンドの管理・運用においてコンピュータシステムや通信ネットワークを使用しております。これらのうち基幹システムは、回線の二重化を図るなどの対策を講じており、また、現在までシステムトラブル等による重大な問題は発生しておりませんが、ハードウェア、ソフトウェアの不具合や人為的ミス、外部からのハッキング、天災、停電等によりコンピュータシステムに障害が発生したり、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断されたりした場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの当連結会計年度（自平成25年12月1日至平成26年11月30日）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、以下に記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に繰延税金資産、固定資産グループの減損に係る回収可能価額、棚卸資産の評価に係る正味売却価額および法人税等であり、継続して合理的に評価しております。

なお、見積りおよび判断・評価については、過去実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるために実際の結果は異なる場合があります。

### （2）財政状態の分析

#### （資産の状況）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、現金及び預金884百万円、有価証券209百万円及び営業投資有価証券304百万円、未成工事支出金131百万円を中心に1,725百万円となりました。

当連結会計年度末における固定資産の残高は、有形・無形固定資産175百万円、投資有価証券94百万円、敷金及び保証金82百万円を中心に372百万円となりました。

#### （負債の状況）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、短期借入金330百万円、未払金149百万円を中心に555百万円となりました。

当連結会計年度末における固定負債の残高は、繰延税金負債16百万円を中心に18百万円となりました。

#### （純資産の状況）

当連結会計年度末における純資産の残高は、1,523百万円となりました。これは主に当期純利益251百万円の計上により、株主資本が1,488百万円になったことによるものであります。

### （3）経営成績の分析

#### 売上高

当連結会計年度におけるアセットマネジメント事業の売上高は494百万円となり、うち不動産ファンド関連報酬として414百万円、証券ファンド関連報酬として79百万円を計上しました。一方、インベストメントバンク事業の売上高は2,756百万円となり、うち保有不動産等の売却で2,237百万円、太陽光発電事業開発で459百万円、有価証券運用及び金融商品仲介手数料等で31百万円を計上しました。この結果、当連結会計年度における売上高は3,251百万円となりました。

#### 売上原価・売上総利益

当連結会計年度の売上原価は2,423百万円を計上しました。この結果、当連結会計年度における売上総利益は827百万円となりました。

#### 販売費及び一般管理費・営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、給与手当等261百万円、支払手数料99百万円、事務所賃借料40百万円を中心に554百万円となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は273百万円となりました。

#### 営業外損益・経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、受取配当金4百万円を中心に7百万円となりました。営業外費用は借入金に対する支払利息8百万円を中心に16百万円となりました。この結果、当連結会計年度の経常利益は263百万円となりました。

#### 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税、住民税及び事業税10百万円の計上により251百万円となりました。

#### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」を参照願います。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度においては、太陽光発電設備の開発及び販売用不動産の取得等に係る資金需要に対して、その大半を金融機関からの借入により調達しました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、収益基盤の拡大に向け、太陽光発電ファンド事業用地の取得を中心に設備投資を実施しております。当連結会計年度において実施しました設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
アセットマネジメント事業	1百万円
インベストメントバンク事業	151百万円
全社共通	4百万円
合計	157百万円

当社グループの当連結会計年度における主要な設備の取得は以下のとおりであります。

名称 (所在地)	セグメント の名称	主な用途	地目	面積 (㎡)		取得価額 (百万円)				取得年月
				建物	土地	建物等	土地	その他	合計	
土地17筆 (栃木県 芳賀郡益 子町)	インベ ストメ ント バンク事 業	太陽光事 業設備の 設置	山林 他	-	46,253	-	108	-	108	平成26年 7月
土地19筆 (三重県 津市芸濃 町)	インベ ストメ ント バンク事 業	太陽光事 業設備の 設置	雑種地 他	-	15,594	-	41	-	41	平成26年 7月

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) セグメント内訳

平成26年11月30日現在

連結子会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ファンドクリエー ション (東京都千代田区)	アセットマネジ メント事業、イ ンベストメント バンク事業	内装設備他	1	9		11	21
ファンドクリエーショ ン・アール・エム(株) (東京都千代田区)	アセットマネジ メント事業	ネットワーク設 備他		2		2	7

##### (2) 提出会社の状況

平成26年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	全社	内装設備他	6	2		8	4

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行 数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月26日)(注)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	37,077,371	37,359,371	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は100株であり ます。
計	37,077,371	37,359,371	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年2月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであり、当社が会社法に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

## イ.株式会社ファンドクリエーショングループ第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	224	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	448,000(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき195(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年2月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場 合は取締役会の承認を必要とす る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
  3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。  
(2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。  
(3) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。  
(4) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。  
(5) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
    - (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
    - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (3) 権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (4) 権利行使期間  
株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。
    - (5) 権利行使の条件、消却事由等  
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡  
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に関し、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。

## ロ.株式会社ファンドクリエーショングループ第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	74	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,000(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき195(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場 合は取締役会の承認を必要とす る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

- (注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。
2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。
- (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。
- (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。
- (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。
- (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (6) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (3) 権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 権利行使期間  
株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。
- (5) 権利行使の条件、消却事由等  
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡  
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。



## 八. 株式会社ファンドクリエーショングループ第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	45	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき520(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場 合は取締役会の承認を必要とす る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

- (注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。
2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。
- (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。
- (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。
- (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。
- (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (6) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (3) 権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 権利行使期間  
株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。
- (5) 権利行使の条件、消却事由等  
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡  
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。

平成26年2月18日開催の取締役会において発行した決議された会社法に基づき発行した新株予約権の内容は、次のとおりであります。

イ.株式会社ファンドクリエーショングループ第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,810(注)1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281,000(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき100(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年1月10日 至平成32年3月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格100円 資本組入額(注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金100円とする。  
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件が満たされた場合に、本新株予約権を行使することができる。

(a) 平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における当期純利益をいい、以下同様とする。）が黒字の場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(b) 当社株式が平成26年3月5日から平成28年3月4日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度も行使価額（但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を下回らなかった場合

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記 4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## ロ.株式会社ファンドクリエーショングループ第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	12,640(注)1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,264,000(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき100(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年4月1日 至平成32年3月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格100円 資本組入額(注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金100円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- 平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における当期純利益をいい、以下同様とする。）が黒字の場合に、権利行使可能となる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に20%を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に80%を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）で、上記の業績条件の達成の有無に拘らず、行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年5月1日 (注)1	33,588,800	33,588,800	1,000	1,000	478	478
平成22年5月12日 (注)2	2,050,000	35,638,800	56	1,056	56	534
平成23年8月22日 (注)3	1,428,571	37,067,371	75	1,131	75	609
平成26年10月17日 (注)4	10,000	37,077,371	0	1,131	0	617

(注)1. 当社は、平成21年5月1日に株式移転により設立しております。

2. 第三者割当 発行価額 55円 資本組入額 27.5円

割当先 いちごアセットトラスト 2,050,000株

3. 株式会社ファンドクリエーショングループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式会社ファンドクリエーショングループ第1回新株予約権の行使による増加であります。



## ( 6 ) 【所有者別状況】

平成26年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満の 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人(注)	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	38	12	15	5,354	5,441	-
所有株式数 (単元)	-	9,978	46,922	51,023	2,082	444	260,319	370,768	571
所有株式数の割合 (%)	-	2.69	12.65	13.76	0.56	0.11	70.21	100.00	-

(注) (株)ファンドクリエーションが保有する相互保有株式1,275単元は、「その他の法人」に含まれております。

## ( 7 ) 【大株主の状況】

平成26年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
田 島 克 洋	東京都港区	14,052,400	37.90
有限会社T's Holdings	東京都港区六本木1丁目9番18号	4,800,000	12.94
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20番3号	2,100,000	5.66
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,060,800	2.86
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	997,800	2.69
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番	487,600	1.31
大 塚 忠 彦	東京都港区	298,400	0.80
マネックス証券株式会社	東京都麹町2丁目4番1号	293,401	0.79
南 公 信	富山県富山市	218,000	0.58
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	215,300	0.58
計	-	24,523,701	66.14

(注)持株比率は、当社の完全子会社である(株)ファンドクリエーションが所有する当社株式127,500株を含めて計算しております。

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式127,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式36,949,300	369,493	-
単元未満株式	普通株式571	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	37,077,371	-	-
総株主の議決権	-	369,493	-

## 【自己株式等】

平成26年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(相互保有株式) 株ファンドクリエーション	東京都千代田区 麹町一丁目4番地	127,500	-	127,500	0.34
計	-	127,500	-	127,500	0.34

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりであります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第1回新株予約権

決議年月日	平成16年10月18日(注)1.
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション取締役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 12名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 11名 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1. 株式会社ファンドクリエーション第7回新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーション第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第2回新株予約権

決議年月日	平成17年2月25日開催の株主総会及び平成17年9月30日開催の取締役会(注)1.
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション従業員 16名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 6名 外部協力者 5名 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1. 株式会社ファンドクリエーション第8回新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーション第8回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第3回新株予約権

決議年月日	平成17年9月28日開催の株主総会及び平成17年9月30日開催の取締役会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション監査役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 2名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 8名 外部協力者 1名 （注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．株式会社ファンドクリエーション第9回（あ）新株予約権の決議年月日であります。

2．株式会社ファンドクリエーション第9回（あ）新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第4回新株予約権

決議年月日	平成17年9月28日開催の株主総会及び平成18年4月21日開催の取締役会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション取締役 1名 株式会社ファンドクリエーション監査役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 11名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 11名 （注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．株式会社ファンドクリエーション第9回（い）新株予約権の決議年月日であります。

2．株式会社ファンドクリエーション第9回（い）新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第6回新株予約権

決議年月日	平成26年2月18日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社完全子会社従業員 25名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

(注)1. 株式会社ファンドクリエーショングループ第6回新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーショングループ第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 株式会社ファンドクリエーショングループ第7回新株予約権

決議年月日	平成26年2月18日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社完全子会社従業員 15名 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

(注)1. 株式会社ファンドクリエーショングループ第7回新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーショングループ第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注)	150,000	15,900,000	-	-
保有自己株式数	127,500	-	127,500	-

(注) 自己株式の株式数の減少150,000株は、当社の連結子会社である株式会社ファンドクリエーションから当社グループの役職員に譲渡されたことによるものです。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、中長期的な成長を可能とする内部留保の充実も必要と考えております。そのため、利益還元のあり方につきましては、経営成績及び財政状態の推移並びに今後の事業計画を十分に勘案しながら総合的に決定いたします。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当事業年度の配当につきましては、単体及び連結ベースの業績、今後の事業計画および内部留保等を総合的に勘案した結果1株につき1円の期末配当を実施させていただくことといたしました。

次期の配当につきましても、業績動向や事業発展のための内部留保等を勘案しつつ、株主の皆様へ利益を還元していく予定であり、予想利益の達成を前提に実施していく方針であります。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月
最高(円)	84	221	107	187	165
最低(円)	38	6	42	62	87

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日まではジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、平成22年4月1日以降は大阪証券取引所(JASDAQ市場)、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	112	134	109	118	114	128
最低(円)	98	104	100	106	92	106

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役	社長	田島 克洋	昭和39年9月7日生	昭和63年4月 大和証券株式会社入社 平成12年2月 プリヴェチュリーリッヒ証券株式会社 取締役 平成14年2月 株式会社ジョイント・コーポレーシ オン 資産証券部長 平成14年3月 株式会社ジョイント・アセットマネジメ ント 代表取締役社長 平成14年3月 ジョイント証券株式会社 代表取締役社長 平成14年12月 株式会社ファンドクリエーション設立 代表取締役社長(現任) 平成16年2月 F C リート・アドバイザーズ株式会社 (現:いちご不動産投資顧問株式会 社) 取締役 平成17年11月 F C パートナーズ株式会社 取締役(現 任) 平成18年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事(現 任) 平成21年1月 ファンドクリエーション・アール・エム 株式会社 代表取締役社長(現任) 平成21年5月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成23年12月 徳石忠源(上海)投資管理有限公司 副董事長(現任) 平成25年10月 株式会社リンキンオリエント・インベス トメント 代表取締役社長(現任)	(注)1.	14,052,400
取締役	-	大山 辰哉	昭和45年6月25日生	平成7年4月 株式会社あさひ銀行(現:株式会社りそ な銀行)入社 平成10年10月 シティバンク、エヌ・エイ 平成14年1月 株式会社モルガン・スタンレー・プロパ ティーズ・ジャパン(現:モルガン・ス タンレー・キャピタル株式会社) 平成17年7月 株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部長 平成17年10月 株式会社ファインキューブ 取締役(現 任) 平成17年12月 株式会社ファンドクリエーション 執行役員不動産投資部長 平成18年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事(現 任) 平成19年12月 株式会社ファンドクリエーション 常務執行役員 不動産投資部長 ファンドクリエーション・アール・エム 株式会社 取締役(現任) 平成26年2月 当社 取締役(現任) 株式会社ファンドクリエーション 取締役常務執行役員 不動産投資部長 平成27年1月 同社 取締役常務執行役員 新規事業担当(現 任)	(注)1.	104,800



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	吉田 隆	昭和40年5月20日生	昭和63年4月 三井道路株式会社(現:三井住建道路株式会社)入社 平成4年6月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 平成12年1月 株式会社ハウリング・ブル・エンターテイメント 取締役 平成14年10月 サイトデザイン株式会社(現:株式会社フォーシーズホールディングス)経営管理部長 平成17年7月 株式会社SDホールディングス(現:株式会社フォーシーズホールディングス)管理本部長 平成18年1月 株式会社ファンドクリエーション 経営企画部部長 平成19年4月 同社 総合企画室長兼経営企画部部長 平成19年12月 同社 執行役員総合企画室長 平成21年5月 当社 総合企画室長 平成22年6月 当社 経営企画部長兼総合企画室長 株式会社ファンドクリエーション 執行役員経営企画部長兼総合企画室長 平成26年2月 当社 取締役経営企画部長兼総合企画室長(現任) 株式会社ファンドクリエーション 取締役執行役員経営企画部長兼総合企画室長(現任)	(注)1.	57,600
取締役	-	宮本 裕司	昭和40年5月13日生	昭和63年4月 大和証券株式会社入社 平成10年7月 大和証券投資信託委託株式会社 商品開発部、マーケティング部 平成12年8月 プリヴェチュアリーヒ証券株式会社 平成14年2月 株式会社ジョイント・コーポレーション 資産証券部次長 平成14年3月 ジョイント証券株式会社 取締役 平成15年3月 株式会社ファンドクリエーション 執行役員 平成19年12月 同社 常務執行役員経営企画部長 平成21年2月 同社 取締役 常務執行役員経営企画部長 平成21年5月 当社 取締役 経営企画部長 平成22年3月 株式会社FCインベストメント・アドバイザーズ 代表取締役社長(現任) 平成22年5月 フェリスウィールインベストメント株式会社 代表取締役社長(現任) 平成22年6月 当社 取締役(現任) 平成23年5月 エール株式会社 代表取締役社長(現任) 平成23年12月 株式会社ファンドクリエーション 取締役(現任)	(注)1.	64,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	佐藤 貴夫	昭和38年 8 月 5 日生	平成 7 年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成13年 4 月 佐藤貴夫法律事務所 開設 平成17年 9 月 株式会社ファンドクリエーション 社外監査役 平成18年 5 月 株式会社東横イン 社外取締役 平成20年 6 月 株式会社トランスジェニック 社外監査役 (現任) 平成21年 5 月 当社 社外監査役 平成23年10月 霞が関法律会計事務所 (現任) 平成25年 2 月 当社 社外取締役 (現任) 平成25年 2 月 株式会社ファンドクリエーション 社外取締役 (現任)	(注) 1. (注) 3.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常勤監査役	-	大塚 忠彦	昭和17年6月21日生	昭和43年4月 立石電気株式会社(現:オムロン株式会社) 入社 平成10年2月 OMRON自動化(中国)集団 総裁、 OMRON(中国)有限公司 総経理・ 董事長 平成15年9月 株式会社ファンドクリエーション 取締役 平成18年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事長 平成19年12月 株式会社ファンドクリエーション 取締 役 内部監査室長兼コンプライアンスオ フィサー 平成21年2月 FCパートナーズ株式会社 代表取締役社長 平成21年5月 当社 取締役 内部監査室長兼コンプラ イアンスオフィサー 平成22年10月 当社 取締役 内部監査室長兼グループ コンプライアンス統括 平成25年2月 当社 監査役(現任) 平成25年2月 株式会社ファンドクリエーション 監査役(現任) 上海創喜投資諮詢有限公司 監事(現任)	(注)2.	298,400
監査役	-	蓮沼 彰良	昭和27年11月30日生	昭和51年4月 三井信託銀行株式会社入社 平成2年7月 同社 資金為替部 市場営業室長 平成5年7月 藍澤證券株式会社へ出向 平成13年4月 中央三井信託銀行株式会社 調査部次長 平成13年11月 藍澤證券株式会社へ出向 平成16年1月 藍澤證券株式会社 入社 平成16年4月 同社 ブルートレードセンター長 平成18年6月 同社 理事 ブルートレードセンター長 平成19年6月 同社 執行役員 管理本部長 平成20年6月 アイザワ・インベストメンツ株式会社 社外取締役 平成20年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式 会社 社外取締役 平成21年2月 株式会社ファンドクリエーション 社外監査役(現任) 平成21年5月 当社 社外監査役(現任) 平成21年6月 アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役(現任) 平成23年4月 株式会社エー・シー・エス 社外取締役(現任) 平成25年5月 八幡証券株式会社 代表取締役副社長(現任) 平成25年6月 藍澤證券株式会社 取締役(現任)	(注)2. (注)4.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	辻 敏樹	昭和25年9月22日生	昭和50年4月 大和証券株式会社入社 平成8年5月 同社 大分支店 支店長 平成10年5月 同社 高松支店 支店長 平成12年2月 同社 福岡支店 支店長 平成15年2月 同社 コンプライアンス部 平成16年5月 株式会社大和証券グループ本社 経営企画部 平成17年2月 東短ホールディングス株式会社 監査役 平成17年2月 東京短資株式会社 監査役 平成17年4月 大和証券投資信託委託株式会社 監査役 平成18年6月 日の出証券株式会社 監査役 平成25年2月 当社 社外監査役(現任) 平成25年2月 株式会社ファンドクリエーション 社外監査役(現任)	(注)2. (注)4.	-
計						14,577,400

- (注) 1. 取締役の任期は、平成27年2月26日より平成27年11月期に係る定時株主総会の終結の時であります。
2. 監査役の任期は、平成25年2月26日より平成28年11月期に係る定時株主総会の終結の時であります。
3. 取締役佐藤貴夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役蓮沼彰良及び辻敏樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
石垣 敦朗	昭和38年4月29日生	昭和62年10月 中央新光監査法人入所 平成7年7月 石垣公認会計士事務所 開業	-

- (注) 1. 補欠監査役は、社外監査役の要件を満たしております。
2. 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は取締役5名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会と随時開催される臨時取締役会において取締役会規程に基づいた重要事項の審議並びに予算及び事業の進捗状況が報告されております。

当社の監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は取締役会への出席、また毎月1回開催される監査役会に出席し、取締役の職務執行に関する適法性、妥当性等の観点から業務監査を実施しております。

その他にも代表取締役とグループ会社の執行役員及び社長が業務に関する報告を週に1度行う会議や新規プロジェクトミーティング及び各委員会等を設けてビジネス案件の審議機関を充実させ、以てその業務監視機能を拡大させたほか、株主等に対するIR活動等も含めた企業情報開示体制やその開示ツールとしてインターネット上のホームページを開設するなど、当社グループ設立より継続的にコーポレート・ガバナンス機能の充実を図っております。

今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能を更に強化していくことが経営の重要課題であると位置付けております。

##### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社では、コーポレート・ガバナンス構築の目的を株主をはじめとしたステークホルダーに対し自らの企業価値を維持・向上させることにありと認識しております。このような考え方のもと、当社は、経営の迅速化・効率化・透明性等向上のための社内諸体制の整備に努め、より確かなコーポレート・ガバナンスの構築を推進していくために現在の体制を採用しております。

### 八 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ・取締役会

取締役の員数を6名以内とし、毎月1回以上の取締役会を開催しております。重要事項の決定に関しては、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、定例の取締役会では、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の迅速化に努めております。

#### ・監査役会

監査役5名以内とし、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

#### ・監査役監査

監査役監査については、当社の各部門に対する監査のほか子会社に対する監査も実施し、それぞれの部門責任者、子会社の役員に対するヒアリングを実施しております。

#### ・内部監査

当社では、内部監査室(1名)を設置し、内部監査室においては、当社の各部門及び関係会社に対する内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

また、社内の企業倫理・法令遵守等を推進するためグループコンプライアンス統括を任命して、内部監査室長がこれを兼務しております。

#### ・監査法人

当社は、会計監査人として清和監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定社員 業務執行社員	川田 増三	清和監査法人
指定社員 業務執行社員	藤本 亮	

(注) 1. 継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他6名

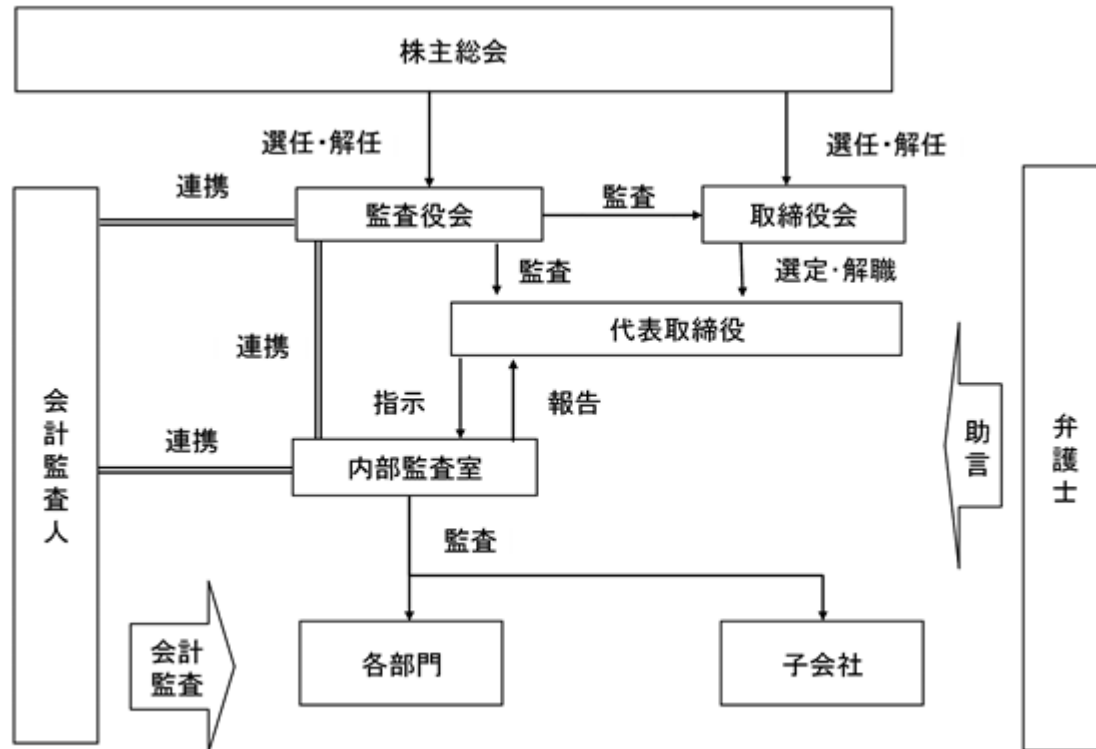
・ 弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、適宜しかるべき弁護士から法的助言を得ております。

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査室といった機関を適切に機能させ、企業としての適法な運営を行っております。

下記に会社の機関をまとめております。

(会社の機関)



## 二 リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うにあたり、法令等を遵守した行動をすることが重要であると考えております。

運用については、コンプライアンス委員会において管理・モニタリングを行い、取締役会で承認された各種規程に基づき社内における企業倫理の徹底に取り組み、弁護士・監査法人・顧問税理士等の外部機関より適宜アドバイスを頂く体制も構築しております。

また、危機管理体制としましては、当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、迅速に必要な初期対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

## ホ 責任限定契約の内容の概要

当社の取締役及び監査役（取締役または監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除できる旨を定款に定めております。取締役会の決議にする理由は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額までとしております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 内部監査及び監査役監査の状況

### イ 内部監査

当社では、各部門から独立した内部監査室(1名)を設置し、内部監査室は、内部監査計画に基づき当社の各部門及び関係会社に対する定期的な内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、監査の結果については取締役会において報告され業務の改善を促進しております。

### ロ 監査役監査

監査役は3名でありその内の2名は社外監査役で構成されております。毎月1回監査役会を開催し、取締役が執行する業務の検討や監査役相互の意見交換を実施しております。また、監査役監査の実施については、当社の各部門に対する監査のほか子会社に対する監査も実施し、それぞれの部門責任者、子会社の役員に対するヒアリングを実施しております。

## 八 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して四半期ごとに行われる監査報告に、監査役、内部監査室長が臨席し、会計監査の過程、結果を確認しております。また内部統制部門である総合企画室は、これらの監査の結果を受けて必要があれば規程等の制定を行い、内部統制システムの整備に努めております。

## 社外取締役及び社外監査役

### イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社では社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

### ロ 社外取締役及び社外監査役の機能及び役割、選任状況に関する考え方、並びに当社との関係

社外取締役である佐藤貴夫は当社や当社のグループ会社との主要な取引がなく、また当社の主要株主でないことから当社からの独立性が高く、弁護士としての経験が豊富なことから特に法務面からの客観的意見を取り入れるため選任いたしました。その独立性の高さから当社は同氏を独立役員として選任しております。また同氏は、新株予約権を2個保有しておりますが、それ以外に当社との間に資本的関係、取引関係はありません。

社外監査役である蓮沼彰良は藍澤證券㈱の取締役を務めており、これまで培ってきたビジネス経験・知識などを活かして助言をいただくことで当社の経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するため選任いたしました。同氏は、当社の株式及び新株予約権を保有しておりませんが、資本関係としては、所属している藍澤證券㈱が当社の議決権5.7%を持つ大株主であります。その他の利害関係としては、当社グループが組成し、管理・運用するファンドの多くは、藍澤證券㈱が販売会社となっております。

また、同じく社外監査役である辻敏樹はこれまで監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、株式会社大和証券グループ本社において金融に関する豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任いたしました。当社と同氏との間に資本的関係、取引関係はありません。

当社は、経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視を強化しております。また、社外監査役2名による監査が実施されることによりコーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的、中立の経営監視が十分に機能する体制作りを行っております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。

## 八 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会や監査役会における内部監査や会計監査人監査結果の報告を受けることにより業務執行の監督又は監査を行い、内部監査室及び会計監査人との相互連携を図っております。また、内部統制担当部門である総合企画室が社外取締役及び社外監査役担当セクションとなり、取締役会の開催などに関する事前の資料配布や場合によっては事前説明などを行い、円滑に取締役会に臨めるためのサポートをしております。

## 役員報酬等

## イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	14	14	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	4	4	-	-	-	2
社外役員	2	2	-	-	-	3

## ロ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

## ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬額については、平成22年2月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と定めております。

## 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)ファンドクリエーションについては以下のとおりであります。

## イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 3銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 83百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
(前事業年度)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)西京銀行	70,000	20	業務上の取引関係等の維持・強化の為
藍澤証券(株)	100,000	75	同上
(株)ファインキューブ	87	4	同上

## (当事業年度)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)西京銀行	70,000	20	業務上の取引関係等の維持・強化の為
藍澤証券(株)	100,000	59	同上
(株)ファインキューブ	87	4	同上

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに  
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。



#### 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

#### 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	15	-	15	-
連結子会社	1	-	1	-
計	16	-	16	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)  
該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)  
該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

前連結会計年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)  
監査日数等を勘案したうえで決定しております。

当連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)  
監査日数等を勘案したうえで決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)の財務諸表について清和監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に適切に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等が主催する研修等に積極的に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,873	1,884
売掛金	27	23
未収入金	8	16
有価証券	1,139	1,209
営業投資有価証券	303	304
販売用不動産	1,016	11
未成工事支出金	-	1,131
立替金	113	55
短期貸付金	-	50
繰延税金資産	0	0
その他	1,27	1,36
貸倒引当金	1	-
<b>流動資産合計</b>	<b>2,508</b>	<b>1,725</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	15	15
減価償却累計額	5	7
建物及び構築物(純額)	9	8
工具、器具及び備品	31	34
減価償却累計額	18	20
工具、器具及び備品(純額)	12	13
土地	-	1,151
<b>有形固定資産合計</b>	<b>21</b>	<b>173</b>
<b>無形固定資産</b>		
その他	0	2
<b>無形固定資産合計</b>	<b>0</b>	<b>2</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	108	94
敷金及び保証金	81	82
繰延税金資産	-	0
その他	2,20	2,20
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>210</b>	<b>196</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>232</b>	<b>372</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,741</b>	<b>2,097</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1 100	1 330
1年内返済予定の長期借入金	1 1,226	-
未払金	35	1 149
未払法人税等	6	5
繰延税金負債	1	1
預り金	-	14
その他	64	53
流動負債合計	1,433	555
固定負債		
繰延税金負債	22	16
その他	23	1
固定負債合計	46	18
負債合計	1,479	573
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,131	1,131
資本剰余金	609	617
利益剰余金	506	254
自己株式	15	7
株主資本合計	1,219	1,488
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42	32
為替換算調整勘定	0	0
その他の包括利益累計額合計	42	33
新株予約権	-	2
少数株主持分	0	0
純資産合計	1,261	1,523
負債純資産合計	2,741	2,097

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
売上高		
不動産売上高	344	2,725
受取手数料等	401	525
売上高合計	745	3,251
売上原価		
不動産売上原価	228	2,243
支払手数料等	44	180
売上原価合計	272	2,423
売上総利益	473	827
販売費及び一般管理費	1,432	1,554
営業利益	40	273
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	2	4
為替差益	1	0
その他	7	0
営業外収益合計	11	7
営業外費用		
支払利息	25	8
その他	1	7
営業外費用合計	27	16
経常利益	24	263
税金等調整前当期純利益	24	263
法人税、住民税及び事業税	6	10
法人税等調整額	3	0
法人税等合計	3	10
少数株主損益調整前当期純利益	21	253
少数株主利益又は少数株主損失( )	1	1
当期純利益	22	251

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	21	253
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32	9
為替換算調整勘定	2	0
その他の包括利益合計	1 34	1 9
包括利益	55	244
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	57	242
少数株主に係る包括利益	1	1

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,131	609	531	15	1,193
当期変動額					
当期純利益			22		22
投資事業組合の一部償還による除外			2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	25	-	25
当期末残高	1,131	609	506	15	1,219

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10	1	8	3	1,205
当期変動額					
当期純利益					22
投資事業組合の一部償還による除外					2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	2	34	3	31
当期変動額合計	32	2	34	3	56
当期末残高	42	0	42	0	1,261



当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,131	609	506	15	1,219
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			1
当期純利益			251		251
自己株式の処分		7		8	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	7	251	8	268
当期末残高	1,131	617	254	7	1,488

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	42	0	42	-	0	1,261
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						1
当期純利益						251
自己株式の処分						15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	0	9	2	0	6
当期変動額合計	9	0	9	2	0	262
当期末残高	32	0	33	2	0	1,523

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	24	263
減価償却費	22	10
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	1
受取利息及び受取配当金	2	61
支払利息	25	8
固定資産除却損	0	0
為替差損益（は益）	1	0
売上債権の増減額（は増加）	2	3
有価証券の増減額（は増加）	103	69
営業投資有価証券の増減額（は増加）	3	0
たな卸資産の増減額（は増加）	29	999
未成工事支出金の増減額（は増加）	-	131
前払費用の増減額（は増加）	3	9
立替金の増減額（は増加）	113	58
未収入金の増減額（は増加）	7	0
未払消費税等の増減額（は減少）	9	36
未払金の増減額（は減少）	1	114
預り金の増減額（は減少）	-	18
その他	31	16
小計	144	1,184
利息及び配当金の受取額	2	61
利息の支払額	23	9
法人税等の支払額	12	22
法人税等の還付額	12	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	165	1,218
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	0	154
無形固定資産の取得による支出	-	2
短期貸付けによる支出	-	50
投資有価証券の取得による支出	1	1
匿名組合契約終了に伴う匿名組合出資金の償還による収入	3	-
連結の範囲の変更を伴う匿名組合契約終了による支出	2	0
敷金及び保証金の差入による支出	0	-
子会社株式の取得による支出	2	-
その他	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	208
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	230
1年内返済予定の長期借入金の返済による支出	27	1,226
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1
新株予約権の発行による収入	-	2
自己株式の処分による収入	-	15
その他	0	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	27	999
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	189	11
現金及び現金同等物の期首残高	941	773
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	21	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,173	1,784

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 主要な連結子会社の数12社

(株)ファンドクリエーション  
ファンドクリエーション・アール・エム(株)  
(株)FCインベストメント・アドバイザーズ  
FCパートナーズ(株)  
FC Investment Ltd.  
上海創喜投資諮詢有限公司  
FC-STファンド投資事業有限責任組合  
(有)ヘラクレス・プロパティ  
FTG(同)  
HMK(同)  
HMM(同)  
HMO(同)

当連結会計年度において新たに設立されたFTG(同)、HMK(同)、HMM(同)、HMO(同)の各SPCは、実質的に支配しているため連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)リンキンオリエント・インベストメント  
リンキンオリエント第一号投資事業有限責任組合  
湯布院塚原プロパティ(同)  
湯布院塚原ソーラー・エナジー(同)

(連結の範囲から除いた理由)

連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、重要性が無いため連結の範囲からは除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

(株)リンキンオリエント・インベストメント  
リンキンオリエント第一号投資事業有限責任組合  
湯布院塚原プロパティ(同)  
湯布院塚原ソーラー・エナジー(同)

(持分法を適用しない理由)

連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

関連会社

徳石忠源(上海)投資管理有限公司

(持分法を適用しない理由)

連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FC Investment Ltd.、FC-STファンド投資事業有限責任組合及びFTG(同)は8月31日、HMO(同)は9月30日、上海創喜投資諮詢有限公司、HMK(同)及びHMM(同)は12月31日が決算日であります。連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ハ たな卸資産

販売用不動産（不動産信託受益権を含む）

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

未成工事支出金

個別法による原価法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 6～30年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用としております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産又は負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (連結貸借対照表関係)

## 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
現金及び預金	100百万円	100百万円
販売用不動産	1,006	-
有価証券	139	209
未成工事支出金	-	75
土地	-	150
その他	4	2

有価証券は、信用取引保証金の代用として差し入れております。  
担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
短期借入金	100百万円	330百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,226	-
未払金	-	77

## 2. 非連結子会社の株式及び非連結子会社に対する出資金

投資その他の資産・その他に含まれる非連結子会社関連の資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
非連結子会社株式	2百万円	2百万円
その他関係会社有価証券	12	12

## (連結損益計算書関係)

## 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成24年12月1日 至平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自平成25年12月1日 至平成26年11月30日)
給与手当	211百万円	261百万円
地代家賃	33	40
支払手数料	51	99

## (連結包括利益計算書関係)

## 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成24年12月1日 至平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自平成25年12月1日 至平成26年11月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	150百万円	14百万円
組替調整額	100	0
税効果調整前	49	14
税効果額	17	5
その他有価証券評価差額金	32	9
為替換算調整勘定		
当期発生額	2	0
その他の包括利益合計	34	9

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	37,067,371	-	-	37,067,371
合計	37,067,371	-	-	37,067,371
自己株式				
普通株式	277,500	-	-	277,500
合計	277,500	-	-	277,500

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権(注)	普通株式	14,000	-	-	14,000	-
提出会社	第2回新株予約権(注)	普通株式	448,000	-	-	448,000	-
提出会社	第3回新株予約権(注)	普通株式	148,000	-	-	148,000	-
提出会社	第4回新株予約権(注)	普通株式	210,000	-	-	210,000	-
	合計	-	820,000	-	-	820,000	-

(注) 平成21年5月1日付で実施された株式移転により当社の完全子会社となった(株)ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株)ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	37,067,371	10,000	-	37,077,371
合計	37,067,371	10,000	-	37,077,371
自己株式				
普通株式（注）2	277,500	-	150,000	127,500
合計	277,500	-	150,000	127,500

（注）1. 発行済株式の株式数の増加10,000株は、新株予約権の行使によるものです。

（注）2. 自己株式の株式数の減少150,000株は、当社の連結子会社である㈱ファンドクリエーションから当社グループ会社の役員に譲渡されたことによるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権（注）1	普通株式	14,000	-	14,000	-	-
提出会社	第2回新株予約権（注）1	普通株式	448,000	-	-	448,000	-
提出会社	第3回新株予約権（注）1	普通株式	148,000	-	-	148,000	-
提出会社	第4回新株予約権（注）1	普通株式	210,000	-	120,000	90,000	-
提出会社	第6回新株予約権（注）2、3	普通株式	-	281,000	-	281,000	1
提出会社	第7回新株予約権（注）2	普通株式	-	1,264,000	-	1,264,000	1
合計		-	820,000	1,545,000	134,000	2,231,000	2

（注）1. 平成21年5月1日付で実施された株式移転により当社の完全子会社となった㈱ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社（㈱ファンドクリエーション）の株主総会にて承認されました。

（注）2. 平成26年2月18日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行されたものであります。

（注）3. 第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

（変動事由の概要）

第1回新株予約権の権利行使による減少 10,000株、失効による減少 4,000株

第4回新株予約権の放棄による減少 120,000株

第6回新株予約権の発行による増加 281,000株

第7回新株予約権の発行による増加 1,264,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年2月26日 定時株主総会	普通株式	37	利益剰余金	1	平成26年11月30日	平成27年2月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
現金及び預金勘定	873百万円	884百万円
担保差入定期預金	100	100
現金及び現金同等物	773	784

2. 匿名組合出資契約の終了により連結子会社から除外した会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)

ペトリュス・プロパティ(同)

流動資産	4百万円
流動負債	4
少数株主持分	0
匿名組合契約終了に伴う匿名組合出資金の償還金額	3
ペトリュス・プロパティ(同)の現金及び現金同等物	4
差引:ペトリュス・プロパティ(同)の匿名組合契約終了に伴う支出	0



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産で運用し、事業資金は銀行借入又は社債発行等により調達しております。デリバティブは、資金の借入・運用等に依るいわゆる市場リスク(為替相場変動リスク及び借入金金利変動リスク)を回避するために利用し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金並びに立替金、短期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。有価証券及び営業投資有価証券並びに投資有価証券は、売買目的、投資目的、業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は、主に新規事業資金及び運転資金等に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、「リスクマネジメント基本規程」等の社内規程に基づき、グループ全体のリスク管理を統括するとともに法令等の遵守を徹底した業務運営を目指すコンプライアンス委員会等を通じてリスクに関わる諸問題の解決・改善を図る体制を敷いております。

イ.信用リスクの管理

取引先の倒産や信用状況の悪化等により、営業債権や貸付金などの元本や利息の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいい、信用リスクに対する当社グループの管理は以下のとおりであります。

・営業債権及び貸付金等

「経理規程」及び各部門の各業務管理規程等に従い、管理部及び各部門が必要に応じ取引先の調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い、信用リスクの軽減を図っております。

・有価証券、営業投資有価証券、投資有価証券

管理部が担当部門と連携して時価や市況、発行体(主として取引先企業)の財務状況等を把握し、市場価格のある有価証券等については毎月開催の定例取締役会において報告しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

ロ.市場リスクの管理

為替、金利、有価証券等の市場要因が変動することにより、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクをいい、市場リスクに対する当社グループの管理は以下のとおりであります。

・為替リスク

外貨建ての預金及び営業債権・債務残高は僅少のため、為替リスクを管理する重要性は低く、今後、その重要性が高まってきた場合には、先物為替予約等を利用しヘッジします。

・金利リスク

原則として固定金利により資金調達しますが、変動金利での資金調達を行った場合は、金利スワップ取引を利用してヘッジします。

ハ.流動性リスクの管理

必要な資金確保が困難となることや通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、当社グループは、事業計画及び月次業績報告書等に基づき、管理部が資金繰り計画を作成・更新することにより、資金繰り状況を常に把握し、手元流動性を維持・確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在において営業債権は、特定の大口顧客に偏ってはおりません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年11月30日）

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	873	873	-
(2) 売掛金	27		
貸倒引当金（ 1 ）	1		
差引金額	25	25	-
(3) 未収入金	8	8	-
(4) 立替金	113	113	-
(5) 有価証券及び営業投資有価証券、投資 有価証券	526	526	-
売買目的有価証券	139	139	-
その他有価証券	386	386	-
資産計	1,547	1,547	-
(1) 短期借入金	100	100	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,226	1,226	-
(3) 未払金	25	25	-
(4) 未払法人税等	6	6	-
(5) 建設協力金（ 2 ）	14	14	0
負債計	1,372	1,372	0
デリバティブ取引	-	-	-

（ 1 ）貸倒引当金は、売掛金に対する回収不能見込額であります。

（ 2 ）建設協力金は、連結貸借対照表の固定負債「その他」に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（3）未収入金、（4）立替金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）売掛金

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

（5）有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券

これら市場価格を有する株式及び債券は取引所の価格またはこれに準ずる価格によっております。

負 債

（1）短期借入金、（2）1年内返済予定の長期借入金、（3）未払金、（4）未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）建設協力金

返還までの一定の期間毎のキャッシュ・フロー見積額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年11月30日）

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	884	884	-
(2) 売掛金	23		-
貸倒引当金（ 1 ）	-		-
差引金額	23	23	-
(3) 未収入金	16	16	-
(4) 立替金	55	55	-
(5) 短期貸付金	50	50	-
(6) 有価証券及び営業投資有価証券、投資 有価証券	583	583	-
売買目的有価証券	209	209	-
その他有価証券	374	374	-
資産計	1,614	1,614	-
(1) 短期借入金	330	330	-
(2) 未払金	149	149	-
(3) 未払法人税等	5	5	-
(4) 未払消費税等（ 2 ）	39	39	-
負債計	525	525	-
デリバティブ取引	-	-	-

（ 1 ）貸倒引当金は、売掛金に対する回収不能見込額であります。

（ 2 ）未払消費税等は、連結貸借対照表の流動負債「その他」に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

（1）現金及び預金、（3）未収入金、（4）立替金、（5）短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）売掛金

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

（6）有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券

これら市場価格を有する株式及び債券は取引所の価格またはこれに準ずる価格によっております。

#### 負 債

（1）短期借入金、（2）未払金、（3）未払法人税等、（4）未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
資産		
非上場株式(1)	24	24
非連結子会社株式(1)	2	2
出資金(1)	12	12
敷金及び保証金(2)	81	82
負債		
受入敷金及び保証金(返還時期が確定しないもの) (2)	9	1

(1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なため、「資産の有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券」には含めておりません。

(2) 返還時期が特定できないため、残存期間の将来キャッシュ・フローの見積額を合理的に算定できず、時価の把握が極めて困難なため。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年11月30日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	873	-	-	-
売掛金	27	-	-	-
未収入金	8	-	-	-
立替金	113	-	-	-
合計	1,022	-	-	-

当連結会計年度(平成26年11月30日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	884	-	-	-
売掛金	23	-	-	-
未収入金	16	-	-	-
立替金	55	-	-	-
短期貸付金	50	-	-	-
合計	1,031	-	-	-

(注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年11月30日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	100	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	1,226	-	-	-
合計	1,326	-	-	-

当連結会計年度(平成26年11月30日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	330	-	-	-
合計	330	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	103	11

## 2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年11月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	75	15	59
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	311	305	5
	小計	386	321	65
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		386	321	65

(注)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

## 当連結会計年度（平成26年11月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	59	15	43
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	308	301	7
	小計	367	316	50
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5	5	0
	小計	5	5	0
	合計	373	322	50

（注）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

## 3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (1) 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
現金及び預金(百万円)	-	2

## (2) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
	第1回 スtock・オプション
付与対象者の区分及び数	関係会社従業員 5名
ストック・オプション数	普通株式134,000株
付与日	平成16年10月19日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年5月1日～平成26年10月17日
権利行使条件	取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 1. 上記は、平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった(株)ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株)ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。

2. 付与日は(株)ファンドクリエーションにおける付与決議日であります。

会社名	提出会社
	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 関係会社役員及び関係会社従業員 14名 外部協力者 4名
ストック・オプション数	普通株式546,000株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年5月1日～平成27年2月24日
権利行使条件	取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

- (注) 1. 上記は、平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった(株)ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株)ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。
2. 付与日は(株)ファンドクリエーションにおける付与決議日であります。



会社名	提出会社
	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 関係会社役員及び関係会社従業員 4名 外部協力者 1名
ストック・オプション数	普通株式148,000株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年5月1日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は退職したときは権利行使することができない。 外部支援者たる新株予約権者が、会社との契約に基づく支援者でなくなったときは権利行使することができない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 1. 上記は、平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった(株)ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株)ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。

2. 付与日は(株)ファンドクリエーションにおける付与決議日であります。

会社名	提出会社
	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 関係会社役員及び関係会社従業員 11名
ストック・オプション数	普通株式250,000株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年5月1日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は退職したときは権利行使することができない。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 1 . 上記は、平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった(株)ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株)ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。

2 . 付与日は(株)ファンドクリエーションにおける付与決議日であります。

会社名	提出会社
	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社完全子会社従業員 23名
ストック・オプション数	普通株式281,000株
付与日	平成26年3月5日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年1月10日から平成32年3月4日
権利行使条件	<p>新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件が満たされた場合に、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a)平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における当期純利益をいい、以下同様とする。)が黒字の場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役に合理的に定めるものとする。</p> <p>(b)当社株式が平成26年3月5日から平成28年3月4日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度も行使価額(但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)を下回らなかった場合。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権1個未満を行使することはできない。</p>

(注)上記は、平成26年2月18日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行されたものであります。

会社名	提出会社
	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社完全子会社従業員 10名
ストック・オプション数	普通株式1,264,000株
付与日	平成26年3月5日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年4月1日から平成32年3月4日
権利行使条件	<p>平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における当期純利益をいい、以下同様とする。）が黒字の場合に、権利行使可能となる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役に於て合理的に定めるものとする。</p> <p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に20%を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に80%を乗じた価格（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）で、上記の業績条件の達成の有無に拘らず、行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>（a）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。</p> <p>（b）当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。</p> <p>（c）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。</p> <p>（d）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権1個未満を行使することはできない。</p>

(注)上記は、平成26年2月18日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行されたものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	第1回 ストック・オプション (注)1	第2回 ストック・オプション (注)1	第3回 ストック・オプション (注)1
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 (注)	14,000	448,000	148,000
権利確定	-	-	-
権利行使	10,000	-	-
失効	4,000	-	-
未行使残	-	448,000	148,000

会社名	提出会社	同左	同左
	第4回 ストック・オプション (注)1	第6回 ストック・オプション (注)2	第7回 ストック・オプション (注)2
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	281,000	1,264,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	1,264,000
未確定残	-	281,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 (注)	210,000	-	-
権利確定	-	-	1,264,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
その他(放棄)	120,000	-	-
未行使残	90,000	-	1,264,000

(注)1．平成21年5月1日の株式移転により当社の完全子会社となった㈱ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成21年5月1日に交付したものであります。

(注)2．平成26年2月18日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行されたものであります。

## 単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	195	195
行使時平均株価 (円)	93	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	同左	同左
	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	520	100	100
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	500	100

## (3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第6回ストック・オプション及び第7回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション式

主な基礎数値及び見積方法

## (a) . 第6回ストック・オプション

	第6回 ストック・オプション	見積方法
株価変動性 (ボラティリティー)	87.43%	「適用指針」の取扱いに準じて以下の条件に基づき算出 1. 株価情報収集期間：満期までの期間(6年間)に応じた直近の期間 2. 価格観察の頻度：週次 3. 異常情報：該当事項なし 4. 企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし
満期までの期間	6年間	割当日：平成26年3月5日 権利行使期間：平成29年1月10日から平成32年3月4日まで
配当利回り	0%	直近の配当実績に基づき0%と算定
無リスク利率	0.238%	満期までの期間に対応した償還年月日平成32年3月20日の長期国債307の流通利回り(日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」より)

## (b) . 第7回ストック・オプション

	第7回 ストック・オプション	見積方法
株価変動性 (ボラティリティー)	87.43%	「適用指針」の取扱いに準じて以下の条件に基づき算出 1. 株価情報収集期間：満期までの期間（6年間）に 応じた直近の期間 2. 価格観察の頻度：週次 3. 異常情報：該当事項なし 4. 企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし
満期までの期間	6年間	割当日：平成26年3月5日 権利行使期間：平成26年4月1日から平成32年3月4 日まで
配当利回り	0%	直近の配当実績に基づき0%と算定
無リスク利率	0.238%	満期までの期間に対応した償還年月日平成32年3月20 日の長期国債307の流通利回り（日本証券業協会「公社 債店頭売買参考統計値」より）

## (4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,165百万円	2,201百万円
貸倒引当金繰入額否認	1	-
未払事業税	0	0
販売用不動産評価損否認	69	-
減価償却費損金算入限度額超過額	39	0
営業権償却費否認	12	12
その他	6	21
繰延税金資産小計	2,294	2,237
評価性引当額	2,294	2,236
繰延税金資産合計	0	0
繰延税金負債		
未収還付事業税	23	-
その他有価証券評価差額金	0	18
繰延税金負債合計	23	18
繰延税金資産の純額又は繰延税金負債の純額 ( )	22	17

繰延税金資産の純額又は繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当連結会計年度 (平成26年11月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	0百万円	0百万円
固定資産 - 繰延税金資産	-	0
流動負債 - 繰延税金負債	1	1
固定負債 - 繰延税金負債	22	16

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結事業年度 (平成25年11月30日)	当連結事業年度 (平成26年11月30日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	38.01%
評価性引当額の増減	2.11	34.29
受取配当金等	6.51	0.57
交際費	-	0.98
特定外国子会社課税留保金	6.50	0.14
住民税均等割	4.00	1.00
連結納税による影響	14.10	-
欠損金控除額	-	2.20
その他	17.06	0.80
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.96	3.88

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。



(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは不動産賃貸借契約に基づく事務所等の一部に退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産については、現時点では移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社は事業目的またはサービスの内容等が概ね類似している各個別事業を「アセットマネジメント事業」と「インベストメントバンク事業」の2つに集約し、報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりであります。

アセットマネジメント事業 --- 不動産・太陽光発電・証券ファンド等の組成・管理・運用及び不動産等の受託運用等

インベストメントバンク事業 --- 不動産物件、太陽光発電設備、新規事業等への投資、有価証券の売買  
上場企業・未上場企業への投資、金融商品仲介業務等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)

(単位: 百万円)

	アセットマネジメント事業	インベストメントバンク事業		合計
		不動産投資等部門	証券投資等部門	
・売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	271	344	129	745
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	-	0
計	271	344	129	745
セグメント利益	0	76	90	168
セグメント資産	722	1,068	192	1,983
・その他の項目				
減価償却費	0	0	18	19
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額(投資額)	0	-	-	0

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

（単位：百万円）

	アセットマネジ メント事業	インベストメントバンク事業		合計
		不動産投資等部門	証券投資等部門	
・売上高				
（1）外部顧客に対する売上高	494	2,725	31	3,251
（2）セグメント間の内部売上高 又は振替高	125	-	-	125
計	620	2,725	31	3,377
セグメント利益	197	244	26	415
セグメント資産	640	502	261	1,404
・その他の項目				
減価償却費	0	6	0	6
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額（投資額）	0	151	-	151

## 4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

売上高	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
報告セグメント計	745	3,377
セグメント間取引消去	0	125
連結財務諸表の売上高	745	3,251

営業利益	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
報告セグメント計	168	415
セグメント間取引消去	36	67
全社費用（注）	164	209
連結財務諸表の営業利益	40	273

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

資産	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
報告セグメント計	1,983	1,404
全社資産（注）	757	693
連結財務諸表の資産合計	2,741	2,097

（注）全社資産は、主に当社グループの余資運用資金（現金及び預金）に係る資産等であります。

その他の項目	報告セグメント計 （百万円）		調整額 （百万円）		連結財務諸表計上額 （百万円）	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	19	6	3	4	22	10
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額（投資額）（注）	0	151	-	2	0	154

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に当社グループの事務所の内装設備等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
(株)インフィニットルミナス	137	インベストメントバンク事業

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
OWD Limited	540	インベストメントバンク事業
(株)シーマ	1,446	インベストメントバンク事業
MBS合同会社	459	インベストメントバンク事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）  
該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
1株当たり純資産額	34.30円	41.24円
1株当たり当期純利益金額	0.62円	6.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	6.81円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	22	251
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	22	251
期中平均株式数(株)	36,789,871	36,907,405
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	ストック・オプション第1回、第2回、第3回、第4回(新株予約権の株式数820,000株)	ストック・オプション第2回、第3回、第4回(新株予約権の株式数686,000株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	330	1.67	-
1年内返済予定の長期借入金	1,226	-	-	-
計	1,326	330	-	-

(注)平均利率については、期末借入金残高に対する利率を記載しております。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	663	1,764	2,464	3,251
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	6	246	222	263
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4	241	213	251
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	0.11	6.55	5.79	6.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は純損失金額( )(円)	0.11	6.42	0.75	1.04

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	61	61
売掛金	112	14
未収入金	110	118
営業投資有価証券	303	303
前払費用	5	5
繰延税金資産	0	-
その他	-	0
流動資産合計	393	394
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	7	6
工具、器具及び備品	0	2
有形固定資産合計	8	8
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	0	1
無形固定資産合計	0	1
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	1,779	1,779
敷金及び保証金	40	40
関係会社長期貸付金	35	37
繰延税金資産	4	4
貸倒引当金	35	37
投資その他の資産合計	1,824	1,823
<b>固定資産合計</b>	1,832	1,834
<b>資産合計</b>	2,226	2,228



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1 300	1 290
未払金	1 12	1 14
未払費用	1 4	1 1
未払法人税等	4	1
繰延税金負債	-	1
その他	1	0
流動負債合計	323	309
固定負債		
その他	1 37	1 39
固定負債合計	37	39
負債合計	360	348
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,131	1,131
資本剰余金		
資本準備金	609	610
資本剰余金合計	609	610
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	122	132
利益剰余金合計	122	132
株主資本合計	1,863	1,874
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	2
評価・換算差額等合計	2	2
新株予約権	-	2
純資産合計	1,865	1,879
負債純資産合計	2,226	2,228

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当事業年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
営業収益		
営業収益	2 73	2 103
営業費用		
営業手数料	3	-
営業費用合計	3	-
営業総利益	69	103
販売費及び一般管理費	1, 2 84	1, 2 117
営業損失( )	14	14
営業外収益		
受取利息	0	0
受取家賃	2 28	2 34
その他	6	5
営業外収益合計	34	39
営業外費用		
支払利息	2 3	2 3
その他	2 0	2 0
営業外費用合計	4	4
経常利益	15	21
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	5	1
特別損失合計	5	1
税引前当期純利益	10	19
法人税、住民税及び事業税	12	9
法人税等調整額	4	0
法人税等合計	8	9
当期純利益	2	10

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,131	609	609	119	119	1,860
当期変動額						
当期純利益				2	2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	2	2	2
当期末残高	1,131	609	609	122	122	1,863

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1	1	-	1,859
当期変動額				
当期純利益				2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	3		3
当期変動額合計	3	3	-	6
当期末残高	2	2	-	1,865

当事業年度（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,131	609	609	122	122	1,863
当期変動額						
当期純利益				10	10	10
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0	0			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	0	0	0	10	10	11
当期末残高	1,131	610	610	132	132	1,874

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	2	2	-	1,865
当期変動額				
当期純利益				10
新株の発行（新株予約権の行使）				1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	2	2
当期変動額合計	0	0	2	14
当期末残高	2	2	2	1,879

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関係会社株式  
移動平均法に基づく原価法

ロ. その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物(附属設備を除く)は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 6～24年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア(リース資産を除く)

社内における使用期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用としております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

・財務諸表等規則第26条に定める資産から直接控除した減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、注記を省略しております。

・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
流動資産		
売掛金	12百万円	4百万円
未収入金	6	5
流動負債		
短期借入金	200	200
未払金	12	13
未払費用	1	1
固定負債		
その他	37	37

## (損益計算書関係)

## 1. 販売費及び一般管理費の内訳は、全てが一般管理費であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当事業年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
役員報酬	10百万円	19百万円
出向者給与	9	9
地代家賃	30	37
保険料	1	1
支払手数料	15	30
広告宣伝費	4	5

## 2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	当事業年度 (自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日)
関係会社からの経営指導料	55百万円	47百万円
関係会社からの受取家賃	28	34
関係会社への給与等	9	9
関係会社への支払利息	2	2
関係会社への支払保証料	0	0

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額1,779百万円、前事業年度の貸借対照表計上額1,779百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入額否認	12百万円	13百万円
未払事業税	0	0
その他	0	0
繰延税金資産小計	13	13
評価性引当額	8	9
繰延税金資産合計	4	4
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1	1
繰延税金負債合計	1	1
繰延税金資産の純額	3	2

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	0百万円	- 百万円
固定資産 - 繰延税金資産	4	4
流動負債 - 繰延税金負債	1	1
固定負債 - 繰延税金負債	-	-

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年11月30日)	当事業年度 (平成26年11月30日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
評価性引当額の増減	10.70	1.65
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.20	0.28
特定外国子会社課税留保金	14.90	1.93
住民税均等割	3.30	4.85
その他	5.49	1.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	73.60	47.72

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物及び構築物	12	-	-	12	5	1	6
工具、器具及び備品	2	2	-	5	3	1	2
有形固定資産計	15	2	-	17	9	2	9
無形固定資産							
ソフトウェア	2	2	-	4	2	0	1
無形固定資産計	2	2	-	4	2	0	1

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	35	1	-	-	37

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	11月30日
剰余金の配当の基準日	5月31日 11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： <a href="http://www.fc-group.co.jp/">http://www.fc-group.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日) 平成26年2月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年2月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期(自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日) 平成26年4月14日関東財務局長に提出

第6期第2四半期(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日) 平成26年7月14日関東財務局長に提出

第6期第3四半期(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日) 平成26年10月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。平成26年2月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。平成26年2月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書であります。平成27年1月30日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。平成26年3月5日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 2月20日

株式会社ファンドクリエーショングループ

取締役会 御中

### 清和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 田 増 三  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファンドクリエーショングループの平成26年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ファンドクリエーショングループが平成26年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 2月20日

株式会社ファンドクリエーショングループ

取締役会 御中

### 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 田 増 三  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。